

Title	明治初期における天草郡の名望家と地域：天草郡人の人吉移住を通じて
Sub Title	Las personas de alta reputacion en las islas Amakusa y la emigracion de las familias desde Amakusa hacia Kuma en los primeros anos de la era Meiji
Author	柳田, 利夫(Yanagida, Toshio)
Publisher	三田史学会
Publication year	1998
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.67, No.3/4 (1998. 7) ,p.1(361)- 51(411)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19980700-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治初期における天草郡の名望家と地域

——天草郡人の人吉移住を通じて——

柳田利夫

○はじめに

明治八年から九年にかけ、都合百戸五百人程の農民の集団が当時の白川県天草郡から、同県球磨郡人吉地方に移住していった。近世中期以降、幕政下の制約のもとにあつても、天草の人々は様々な移動の経験を積み重ねてきており、明治新政府下に実施されたこの人吉移住事業も、ある面ではそういった近世における村人の移住経験の積み重ねを背景としていっていると考えられる。ほどなく訪れる拡張主義台頭の中で海外雄飛してゆく「天草もん」の姿と重ね合わせて理解することもまた可能であろう。

しかしながら、この時の人吉移住の経緯を具体的に追ってゆくと、明治政府の政策である地租改正・殖産興業政策を背景に、人々の移動が白川県側の実施した地租

改正事業の一環として県側の積極的な働きかけによって実現されていった側面の強いことが明らかになる。その意味において、近世における多分に主体的な移動とは明確に一線を画し、近代国家による政策移住への道のりを予想させるものであつた。

本稿では、近世から近代への移行期において生じた天草郡人の人吉移住という歴史事実を取り上げ、その経緯を追ってゆく作業を通じて、移住事業の中心となつた天草郡の名望家が、近世的な地域と近代に新しく創りあげられてゆく地域とどのような関わり方をしていったのかについて検討することを直接的な目的とする。

一 尾崎大属による人吉移住計画

周知のように、明治政府による地租改正条例は明治六

年七月二十八日に布告されているが、白川県では翌明治七年末に「地券発行地租納方規則」が布達され、明治八年二月に入つてようやく地租改正事業に着手することになった。これに先立ち、明治七年末には県の吏員を県内各地の巡見に送り出すとともに、翌八年二月には戸長層を地誌取調掛に任用し、各郡村誌・地誌の編纂に着手させている。遅ればせながら白川県も、県庁を中心に、明治新政府側の上からの指示と、県内各郡からの下からの情報とに基づき、租税及びその負担者の確定と民間の余剰資本の殖産事業への利用を具体的に計画してゆく段階に入ることになったのである。

明治七年十二月二十三日、白川県大属尾崎行正は第十三、十四、十五、十六大区の巡回を命ぜられた。^①第十三大区は現在の八代郡の一部、第十四大区は球磨郡全域、第十五、十六大区は天草郡全域にあたり、^②このとき尾崎大属は、宇土・下益城を除く旧八代県域を巡回したことになる。半年後に具体的に動き始めることになる天草郡人の人吉移住計画と、このときの巡検が何らかの関わりを持ったであろうことは想像に難くないが、復命書の類が現存しないため、巡検の具体的な内容について知るこ

とはできない。

尾崎の巡回した四つの大区のうち現在の球磨郡にあたる白川県第十四大区では、地誌取調掛に任命されていた同大区七小区戸長高田苗清と、同じく三小区戸長渋谷得蔵の兩名が、^③県側の催促に応じて明治八年五月十九日付の二小区六ヶ村分を皮切りに、翌六月八日までに、第十四大区全四十ヶ村分の「地誌調」を県庶務課に宛進達している。^④

一方、第十五大区、第十六大区(天草郡)については、郡村誌は作成されなかったと考えられているが、球磨郡から地誌が県に進達されたのとはほぼ時を同じくして、尾崎行正自身が二度目の天草郡巡回を行っていた。県の記録にこの時の辞令を見いだすことはできないが、尾崎は単に「巡回」を行なっただけではなかった。五月十五日、天草支庁に郡内の区長・戸長層を中心とした富裕の者を集め、殖産興業及び人吉移住についての「説諭」を行なったのである。^⑤後日、県内部で作成された評議願い書には、この時の「説諭」の内容が、次のようにまとめられている。

「先般人吉移民結社之義ニ付尾崎大属出張相成、天艸郡有名ノ輩ヲ會同シ、各分ニ應シ資本ヲ出シ、講社ヲ催シ、闔郡ノ物産擴張シ、其利子幾分ヲ以テ年々移民ノ費ニ供シ、郡中ノ戸數ヲ減少セスレハ、凶年ノ救助等往々ノ利害得失ヲ説諭相成候⁽⁶⁾」

尾崎の「説諭」は、天草郡の「有名ノ輩」にそれぞれ「分ニ應シ資本ヲ出」させ、「講社」を作り殖産事業を展開させ、その事業による利益を以て稠密な人口を労働力の不足している人吉地方に送出する、というものであった。人口稠密のため凶年時の被害が大きくなりがちな天草の「戸數ヲ減少」させる、というのがここでの議論の基本であった。しかし、尾崎の呈示した講社の計画は二十年間という長期のものであったため計画自体に不安を覚える者や、集めた金はむしろ郡内の道路・堤防などの工事や、貧窮者の救済などに低利で貸し付け、移住事業は当分見合わせるべきであるといった意見を持つ者が少なくなかった。⁽⁷⁾ また、前年八月二〇日の颱風により、天草郡は大きな被害を受けており、金融も滞りがちで⁽⁸⁾余剰金を持つ出資者をまとめることは容易ではないと考えられたが、県側は半ば強制的な講金「割付」を行なつ

た。結果的にその割付に応じない者を多数出し、移住事業を実施するために天草全郡を四つの「社」に纏めるという尾崎の当初の計画は天草の「有名ノ輩」の受けいれるところとはならなかった。⁽⁹⁾ 殖産興業と移住事業とを梃子に、天草郡を上から一つにまとめようとする県の計画は、現実のものとはならなかったのである。それでも、勧めに応じ自主的に結成された二つの「列」の同意を取り付けた上で、天草巡見から戻った尾崎は、五月二十四日付で移住計画をとりまとめ、次のような文書を作成した。

「先般天草郡へ出張、人吉移民并ニ物産繁殖之爲商社設立等之義會議ニ及候處、左之通議定ニ相成候間、此段一應供御覽者也（中略）
一 五千円也

是ハ宮地岳村中西新作外六銘ヨリ出金、内金千五百円ヲ以テ人吉移民五拾戸、残三千五百円ハ牛深へ商社設立之筈

一千五百円也

是ハ樞宇土村山本義高、井上義忠、植村忠安、三銘ヨリ出金人吉へ五拾戸移民之筈（貼り紙「三銘

之者ハ當今人吉へ実地見分ニ罷出候ニ付受書無之候)

一四千三百円也

是ハ五十六兩大区中ニ而富豪之者共講金相催シ、初會ノ積金トナシ商社取起シ再會ヨリ抽籤其一分宛ヲ以凡三百人吉へ年々移民之資本ニ差出可申筈

右金額

メ老万八百円也⁽¹⁰⁾

史料とは順序が逆になるが、まず天草全郡の「富豪之者共」による講社については、初回の積み金四千三百円を資本金とした「商社」を設立する。その上で、次回の講金の一分(約三百円)を毎年人吉に移民を送り出す資金として差し出すということ、一応の合意に達したと、尾崎は報告したわけである。

これとは別に、櫛宇土村(現在本渡市)の山本義孝、井上義忠、植村忠安の三名が千五百円を共同出資し、人吉へ五十戸の移民送出を計画している。当時白川県第十五大区六小区(天草上島の大道村と対岸の御所浦村：現在竜ヶ岳町、御所浦町)の区長を勤めていた櫛宇土村の山本義孝がその中心となっており、後に山本列と呼ばれるよう

になる⁽¹¹⁾。山本列は、後に詳述するようにこの月末には尾崎の紹介で当時地誌作成中の高田苗清と渋谷得蔵兩名に案内され、人吉で実地検分を行なっている。

さらに、宮地岳村(現在本渡市)の中西新作を中心とした七名も、都合五千円を出資し、その内千五百円の人吉へ移民五十戸を送出し、残りの三千五百円で牛深へ商社を設立するとの計画を立てている。中西列(中西組)と呼ばれるこの計画の出資者は、後に詳述することになるが、代表格の中西新作、松浦休民という二人の旧幕時代の大庄屋であった人物と、庄屋の系譜をひく四人、それに銀主を加えた都合七名で、天草下島の南部で近世天領期から社会的、経済的に大きな影響力を持った人物であった。こうして、県の指導のもとで人吉移住が実施に移されることになったのであるが、都合三つの結社のうち、山本列はさしあたり移住事業のみを、他の二つの結社は、殖産事業を展開しつつ、その一環として人吉移住を実現するという計画であった。

まず、天草全郡の「富豪之者」による最初の講社について見てみよう。この講社の出資金については、五月三十日付で第十六大区十小区の久玉・魚貫の二村の七人か

ら提出された八十五円の請書が現在史料によって確認できる最初のものであるが、当初予定された締め切り日(六月三日)迄に請書を提出した者は四十五名に過ぎなかった。そこで、天草支庁は期限を二十四日まで延期し、再び請書の提出方を戸長に下達している。⁽¹²⁾その後、延期期限を更に一月程越えた七月二十日までかかって、三十六ヶ村、八十七名の「富豪之者」から、都合千六百五十七円九十銭分の請書が天草支庁に集められた。これを村単位で見ると、当時の天草一町八十九ヶ村のうち三十六ヶ村だけが県側の割付に応じたことになる。中西列、山本列の出資者を加えて、漸く四十ヶ村を数える程度であった。小区別で見ると、第十五大区二、三、九小区、第十六大区一、二、六、九小区の、七つの小区からは一通の請書も提出されなかった。千六百五十七円九十銭という金額は決して少ない額ではないが、それでも、県の割り当て総額の半分にも満たなかった。⁽¹³⁾当初から割付による結社については反対意見があったことは既に述べたが、天草郡の半分以上の村が県側の割り当てに従わなかったことになる。⁽¹⁴⁾

その後、この年の十二月まで請書の提出が続き、掛け捨て分を含め、二十六人から五百二十四円余が積み立て

られたことが史料により判明するが、翌年以降、この講会が維持されたかどうかは不明である。少なくともこの時の人吉移住事業にその資金が利用された形跡を見ることはできず、郡役場を仲介に郡全体を一つにまとめようとという講社計画は挫折したようである。明治八、九年に人吉移住を実現していったのは、中西列と、山本列の二つの「自主的」な結社であった。

二 中西列と山本列

中西列の七名は、尾崎の説諭後間もない五月二十日付で、県に対し次のような届けを提出している。

「議定御届

中西新作

伊野忠親

蓑田正誠

松浦休民

池田祇栄

佐々木孝治

富川猪四郎

一金五千圓

當天草郡之儀ハ、土地不相應之人民ニ有之候間、人吉

工移轉爲致、并ニ物産繁殖之方法可相立旨御申渡ニ相成承知仕候、則右連署中ニ而五千圓集出、内千五百圓者人吉工移民五拾戸、内三千五百圓者牛深工商社設立可致旨議定仕候間、此段御届申上置候以上

明治八年

松浦休民佐々木孝治
富川猪四郎病氣ニ付

代理

乙亥五月廿日

富川清一 (印)

池田祇榮代兼

蓑田正誠 (印)

伊野忠親 (貼り紙・印章持參不仕ニ付無印)

中西新作 (印)

白川縣權令安岡良亮殿⁽¹⁶⁾

中西列では、資本金五千円を集め、その内千五百円で五十戸の人吉移住を実施し、残り三千五百円で「物産繁殖」のため「牛深工商社設立」することを決議し、県権令の安岡良亮に届け出たことになる。ところで、尾崎大属が人吉移民計画をもつて天草郡を巡回していた頃、牛深の資本家富川清一を社主に、天草郡人を中心にして結成された「誠求社」という組織が伊豆半島で沈没したニール号の引き揚げ作業を行っていた。「誠求社」は他に、北海道浦河への移住民の送出、北海道の特産品の

交易など、多角的な営業活動を行っていたが、表一に示したように、同社に参加したメンバーについて見ると、ここで中西列として名を連ねている人物とかなり重複していることがわかる。両社とも旧幕領期においては天草十組のうち、大江組、一町田組、久玉組の三つの組に属した村々に住む人々であった。四章で述べることになるが、「誠求社」社主の富川清一は人吉移住事業計画のなかで議論になった天草福連木の官林払い下げにも積極的に関わっていたことなどを考え併せると、人吉移住にかかわる中西列による牛深の「商社」の実態はこの「誠求社」であったと思われる。

中西列の中心人物である中西新作は、天保十一年(一八四〇)宮地岳村の庄屋中西亀勇太の嫡子として生まれ、嘉永七年(一八五四)十月、御領組八ヶ村の大庄屋となった。維新後、数年間官吏生活を経験した後、戸長、県会議員を経て明治三十六年には衆議院議員に初当選し、天草の自由党系(九州改進黨)人脈の中枢をしめた人物であった。⁽¹⁸⁾人吉移住計画を挟む、明治五年末から十三年にかけては、官吏生活を中断し天草に戻っており、富川清一の主宰する「誠求社」の役員評議衆に連なっていた。ニール号の引き揚げ事業には、「鯉船乗出シ周旋方 役

表一 誠求社と中西列 (旧庄屋 旧大庄屋)

	誠求社計画 (明治五年)	誠求社 (明治七～八年)	中西列 (明治八～九年)
事業	北海道移民送出 開墾事業	北海道移民送出 開墾事業 貿易事業 沈没船採揚	人吉移民送出 殖産事業
参加者	伊野忠親 (小田床) 藤田国英 (樋島) 山崎長賢 (御領)	伊野忠親 中西新作 (宮地岳) 松浦休民 (大江) 富川清一 (牛深) 西条直訓 (下津深江)	伊野忠親 中西新作 池田祇栄 (益田) 蓑田正誠 (津留) 松浦休民 佐々木孝治 (魚貫) 富川猪四郎 (牛深)
	佐久間貞一 (東京)	佐久間貞一 宮地助三郎 (東京)	

出典：北野典夫前掲書・熊本縣政資料等をもとに筆者作成

員評議衆三等」として水夫たちの乗船する鰹船の幹旋を行っていた。⁽¹⁹⁾

伊野忠親は弘化元年（一八四四）小田床村の庄屋家に生まれ、十九歳で庄屋となり、そのまま明治維新を迎えている。明治五年、流浪中の佐久間貞一が天草の名望家と共同で実施した、天草郡人の北海道移住事業にも参加していたと言われる。⁽²⁰⁾ 富川による誠求社の解散後も事業に関心を持ち続け、細川雄二郎などとともに、明治十五年、沈没船採揚事業同盟を組織するなど、様々な事業に参画した天草の名望家の一人であった。⁽²¹⁾

弘化三年（一八四六）生まれの蓑田正誠は、津留村

明治初期における天草郡の名望家と地域—天草郡人の人吉移住を通じて—

庄屋蓑田家第一〇代の当主。蓑田家は代々宮地岳村庄屋中西家と関係が深く、蓑田正誠自身、中西列の中心人物中西新作の実弟で、養子として蓑田家に入った人物であった。ちなみに正誠の先々代にあたる蓑田家第八代市太夫もまた中西家からの養子であった。また、正誠の妻ダイは、同じく中西列の出資者の一人として参加していた益田村庄屋池田家の出身でもあった。⁽²²⁾ 誠求社の事業に直接関与していた形跡は今のところ確認できていないが、明治十二年、人吉移住事業について一応の精算が行なわれた時には、同事業は「蓑田列」と呼ばれるようになっており、出資金はすべて「蓑田正誠出金分」として処理されている。⁽²³⁾

松浦休民は、文政四年(一八二二)生まれ。大江組大庄屋松浦家の出身で、天保十四年五月大庄屋の席を襲っている。中西、伊野らとともに誠求社の事業に直接参画しており、前述の「議定御届」が提出された五月末には、「取締 役員評議衆二等」として大江村を出発、ニール号引き揚げ現場である伊豆妻良に向かつており天草を離れていた。⁽²⁴⁾

池田祇栄、佐々木孝治の両名は、それぞれ、益田村、魚貫村の庄屋家の出身であるが、現在までのところ、人

吉移住ないし、誠求社の事業に両者が直接かわつていた形跡を別の史料から確認することはできない。⁽²⁵⁾

最後の、富川猪四郎は、牛深の豪商薬屋富川清一の係累で、誠求社社主でもあった清一の指示を受け、明治七年六月には伊豆でニール号の積み荷引き揚げについての調査を行なっている。彼もまた、翌八年四月には、「探索方 役員評議衆三等」として引き揚げ現場に向かつており、松浦休民同様天草を離れていた。⁽²⁶⁾

このように、中西列の出資予定者は、そのほとんどが大庄屋ないし庄屋の出身であった。唯一の例外である富川猪四郎は、牛深の豪商富川清一を後ろ盾にした人物であり、これもまた近世末天草における経済活動の実質的な担い手のひとりであったと言える。彼らは同時に、北海道での「貿易」通商や、沈没船の引き揚げなど、近代胎動期の日本国内各地で新しい事業活動を試みていたグループでもあった。しかし、彼等の人的ネットワークは天草下島の南部に限定された地域に集中しており、近世末の地域を越えるものではなかった。しかも、中西列の中心となった中西新作や蓑田正誠、あるいは池田祇栄は、文字通り血縁関係にあった。したがってこの中西列が、地租改正・殖産興業政策下に進められていった天草郡人

の人吉移住を契機にして、県のイニシアティブにより成立したのではないことは言を俟たない。資金の七十%が「牛深工商社設立」に向けられる予定であったことから想像できるように、近世・近代移行期の名望家・小資本家たちの結社組織であった「誠求社」の活動が背景にあったのである。こと人吉移住計画に関する限り、天草における近代初頭の殖産興業政策は、県はおろか郡単位の広がりすら持たない近世末の政治・経済的な地域を背景にした「富豪之輩」によるネットワークに基づき実現されていたと考えるのが妥当であろう。⁽²⁷⁾

一方、山本列は、既に述べたように、中西列に先んじて人吉に赴き、現地の検分を行ない、買入れ可能な土地を物色した上で、一五〇〇円の資金をもって五〇戸の移民を送り出すことを県に申し出ている。

「記

○一金千五百圓

當天艸郡之儀ハ土地不相應人員多く自然ト困迫ニ可立至旨ヲ以、今般人吉へ移民可致段御説諭之趣奉敬承、

明治初期における天草郡の名望家と地域——天草郡人の人吉移住を通じて——

本行之金辻差出シ五十戸移民可仕候間此段御届申上置候也

第十五大区小十二区

榑宇土村

明治八年六月二日

井上義忠 (印)

同

植村忠安 (印)

同

山本義孝 (印)

白川縣權令安岡良亮殿⁽²⁸⁾

先ほどの中西列とは異なり、山本列はさしあたり移民送出のみを目的に組織されたようである。中心となった山本義孝は、天保七年（一八三六）ころの生まれ。既に述べたように、人吉移住計画が立案された当時、白川県第十五大区六小区戸長を勤めていた。明治二二年に榑宇土村村会が開かれるとともに村会議員となり、明治四〇年五月一三日に七一才で亡くなるまでその地位にあった。明治二九年には第一回の天草郡会議員選挙に当選し、さらに明治三六年には榑宇土村の村長にも就任している。⁽²⁹⁾ 彼が郡会議員であった明治三二年には、「熊本県一円富豪家一覽表」にその名を見出すことができるが、所得金額八百円で天草の中でも決して突出した存在ではなかった。⁽³⁰⁾

一方、井上義忠は、文政五年（一八二二）ころの生まれ。山本義孝よりは一四才ほど年長で、人吉移住計画が持ち上がったときには既に五三才であった。その後、明治一五年に一町田村野田高師の後任として、短期間ではあったが県会議員を勤め、明治二二年六月には櫛宇土村の初代村長ともなった。明治二八年旧八月一〇日に七三才で死去している。息子の井上繁幸は、山本義孝とともに明治二九年、第一回天草郡会議員に選出され、翌々明治三一年八月には櫛宇土村村長に就任している。⁽³¹⁾井上家は天草郡の中では比較的大きな地主として知られており、明治二五年現在の記録によれば、息子の繁幸名義の所有地は地価一万三百円弱とされ、天草郡で十五位の地主であった。「熊本県一円富豪家一覧表」には、所得金高一〇〇円と記録されている。⁽³²⁾

植村忠安は、近世天草の銀主徳本屋の出で、父一忠の下で三人兄弟の長兄として生まれている。⁽³³⁾その生年は不明であるが、明治の早い時期には既に隠居し、櫛宇土村の海老宇土郷に隠宅を構えていた。徳本屋は末弟の忠義が嗣いでいる。⁽³⁴⁾明治二二年九月八日付の「海老宇土郷申し合せ規約証」に区長として署名捺印しているのが見られる他は、あまり詳しいことは現在のところ分

かっていない。⁽³⁵⁾植村家の「過去帳」には、明治三八年死去とある。⁽³⁶⁾末弟で家督を継いだ忠義は、明治二二年五月から二六年五月まで櫛宇土村の助役として初代村長の井上義忠を補佐していたが、二六年六月には自ら二代目村長に就き、三〇年六月まで四年間その職を勤めている。彼の村長在任中の大部分にわたり助役を務めたのは、既に述べた井上義忠の子繁幸であり、この井上繁幸も二代目植村忠義村長の跡を継ぎ、明治三一年から三五年にかけて第三代村長となっている。その後、明治三五年八月から三六年二月には再び植村忠義が二度目の村長を職を襲っているが、忠義の後に村長になったのは他ならぬ山本義孝であった。その後も、植村徳長と植村忠義の子喜七郎が大正期に入るまで村長の職にあった。⁽³⁷⁾

山本列の出資者三名は、中西列の参加者とは異なり、庄屋の系譜につながるものは一人も含まれてはいなかったが、村の銀主、地主層であり、近代の新しい地方制度の展開の中で、区・戸長、県・郡・村会議員、村長などの公職に就き、櫛宇土の名望家として活動してゆくようになる人々であった。この山本、井上、植村の三つの家の出身者が大正期に入るまで、櫛宇土村の村長職を独占しているのである。⁽³⁸⁾後に触れることになるが、山本列に

より実際に人吉へ移住した農民も檀宇土村、大宮地村、小宮地村、大多尾村という近世の本戸組支配に属する四か村の出身者に限られており、山本列は、出資者だけでなく、送り込んだ実移住者についても中西列に比較して地域的に限定されたものであったといふことができる。⁽³⁹⁾

以上述べてきたように、人吉移住計画に携わった二つの列の出資者を見ると、そこには近世天草の基本的な行政組織である組支配（大庄屋支配）、庄屋層、近世末から近代初期にかけての資本家としての銀主層、そして近代初期の様々な公職に就いていた層、といった近世から近代移行期に存在した様々な「富豪之輩」の地縁、血縁に基づいた人的ネットワークの存在を見ることができ、この時期は、衰退しつつあるネットワークと、新たに成長しつつあるネットワークとが重なる形で再形成されてゆく過渡期であった。そして、近代の殖産興業は、このようなネットワークを巧みに取り込み、再編成してゆく形で計画・実施されていったと考えられる。明治八年の時点で、元大庄屋の中西新作や庄屋の蓑田正誠と、地方官吏として成長しつつある山本義孝という二人の人物がそれぞれの移住事業の中心にいたこと、また県側が計画した郡単位の結社が実現しなかったことは、決して

偶然ではない。

三 人吉移住

この二つの列の届けを受けた白川県は、当時開催中の地方官会議に出張中の県権令安岡良亮の代理権参事の小関敬直を中心に、人吉移住の県側の推進者尾崎行正、庶務課から近藤幸止、租税課秋葉邦相、宇佐川知則、地理掛田辺丈九郎、勸業掛岩波美篤、岡本良恂らが対応を協議し、内務卿大久保利通宛の上申草案を作成、送付した。⁽⁴⁰⁾ 権令はこの草案を受け、「天草郡球磨郡比較表」を添えて、六月一二日付で大久保利通にあて「移民之儀ニ付伺」を提出した。

「移民之儀ニ付伺」

當縣下天草郡ハ土地狹隘ニシテ人民衆多ニ付、山谷尺寸之地モ無殘開墾致シ、尚夫食ニ乏敷ヲ以テ、惣員中之七分八年々他邦へ日雇稼等ニ罷越、漸糊口致居候、又玖摩郡ハ土地廣坦ニシテ人民至少ニ付、未開墾地並ニ天然生之茶山許多ニ有之候得共、在来之田畑スラ手餘リノ次第ニ付、右天草郡之貧民共漸次移住之見込ヲ以、當多年先ツ百戸凡一戸五人五百人之見込為致候ハバ双方之都合ニ

相成、耕地開拓物産繁殖之道可相立ト存候、尤入費之儀ハ半年之食料並ニ農具居宅牛馬等ハ、天草郡富有之者共結社之上可差出趣申出候、居宅建築用材之儀ハ、一等又ハ三等官林一等官林ハ堤防橋梁等差支ハ勿論其他不都合無之様可申追テ跡地ハ時季ヲ不失様苗木植付ノ積入費等取調上申ノ中ニテ其ケ所見立、御拂下并居住地ハ官有地ニテ御下ケ渡居住地ハ三等官林或ハ元公有地ノ内ニテ御下ケ渡ノ積相成度、尚別々取調相伺可申候得共、右移民之一條着手之都合モ有之候間、早速御聞届有之度、別紙兩郡比較表相添此段相伺候也

明治八年六月十二日 白川縣權令安岡良亮

内務卿大久保利通殿⁽⁴²⁾

この伺いは、大久保に提出された伺書の案文であるが、この他に二通のいわば土台が現存する。最初の草案と思われるものには五片の貼り紙と数カ所の書き込みが見られ、「居宅建築用材之儀……」の箇所は、「材木之義ハ官林之中ニ而其箇所見出御払下並ニ居住地ハ官有地ニ而御下渡。別ニ御伺可仕」とあり、これに対し、尾崎・田辺兩名が県權令代理小関權參事からの指示を受けた上で、訂正と付加とを加えたものであることがわかる。また、「尚別々取調相伺可申候得共」の箇所について、尾崎は「御下渡等之儀ハ別段相伺可申候へ共ニ作ラハ如何」と

建議しているが、これは容れられるところとはならなかった。また、県内部では、この移住事業を継続的に行ない毎年百戸宛の送出を続けようとする意見もあったが、当面その実施は困難という理由で却下されている。ちなみに、高田苗清による「移民見込」と題する文書には、「家作一棟。是ハ郷藏之内不用物アリ村方ヨリ買取普請小屋之積 但家作材木ハ葉山官山より願⁽⁴³⁾」とあり、家作用材は専ら官山からの下げ渡しを願ひ出る方針であつたようである。

この伺いに対して、大久保は七月一八日に次のような返書を認め、強制的な移住を戒めながらも移住計画に認可を与えている。

「書面移住之儀、衆庶之情願ニ候ハ、差支無之候得共、強テ令移轉候儀ハ難聞届候条、尚詳細取札之上、移住情願之者ニ限り、地所拂下等之義ハ更ニ可伺出事⁽⁴⁴⁾」

天草郡人の人吉移住計画は、この時点で県のレベルをこえ、明治政府によって認知されたことになる。しかしながら、一方で、官林、官有地などの払い下げについて

県側は具体的な申し出を全くしておらず、国も「更ニ可伺出事」と答えるにとどまったのである。

大久保の認可から十日程経った七月二十九日に、移住事業についての下問に応じ、尾崎行正と勸業掛は次のような「天草郡人民球摩郡へ移住事件取調條目」を作成した。

「當亥年

一百戸移住

但シ一戸五人の見込惣員五百人

入費惣額金六千五百円也

但シ一戸ニ付六拾五円之割

内訳左ノ通り

一金千五百円也

是ハ田畑五拾町壹反ニ付三円之割ニ而金主方ニ而

中西新作山本孝義
其外ヲ云 買入、移住之者一戸ニ付五反宛貸渡、當

冬ヨリ直ニ着手ニ可相成筈

一金千五百円也

是ハ當亥年十二月ヨリ、来ル子年五月麦作取入迄之百

戸之食料、一戸ニ付拾五円宛金主ヨリ出金

右式、積合三千円ハ天草中西新作、山本孝義列ヨリ無相違可

差出筈

一金三千円也

是ハ移住之者百戸之居家建築營繕料、一戸ニ付三拾円宛、右ハ官林低價御拂下相願、相當代價ニ入札為致、餘贏ヨリ可相出之見込

一金五百円也

是ハ百戸之農具料一戸ニ付五円宛出所右同様

一後來殖民之方法ハ、天草商會設立致候へハ、其利金之内何分ハ年々殖民之事ニ可差出筈之規則為相立可申候事

一移住之人民ハ從來之田畑ヲ耕シ、開墾ヲ本業トシ、製茶養蚕并ニ苧麻製造ヲ目適ト為致候事

一從來球麻地方殖民之策ニ困ムハ、道路之險難ト寂寥タル僻陬ナルニ因ル、去レハ、道途之修繕ヲ加フル時ハ、險難之害消除ス、百戸ヲ移轉シテ家々連接セシメ、生産之方法ヲ教導スレハ、寂寥僻陬ノ害モ随テ亦除クベキナリ

一球麻郡へ通行ノ道途式路アリ

一ハ八代ヨリ一ハ佐敷ヨリナリ其他二間道
數通アリ 八代ヨリ行ヲ弁利

トス、其故ハ、道途皆球麻川ニ添、人家モ亦川ニ添村落ヲナスヲ以テナリ、但シ、芦北郡陳内ヨリ別ニ新路ヲ開カント欲シ、當今検査中ナリ、此目論出来次第、他ノ道路ニ可及ト存候

明治初期における天草郡の名望家と地域―天草郡人の人吉移住を通じて―

一開拓之土地ハ、第十四大区九小区上村久米村ト之中間ニ字
葉山ト唱候官林アリ、右官林南之方ニ、五拾戸、北之方五
拾戸、家屋立連子、開墾之地所モ同所ニテ可為致ト存知
候⁽⁴⁵⁾」

この史料によれば、百戸を人吉に移住させる資金総額
は六千五百円であり、「金主方」が移住資金として予定
していた各列千五百円、都合三千円では、その半分すら
まかなうことができないことになる。金主からの資金は、
移住者に戸別五反宛小作させる田畑五十町⁽⁴⁶⁾を反別三円で
購入するための費用と、移民半年間の食料代金とに半分
づつ支出されるといふものであった。一方、移民百戸の
「居家建築營繕料」三千円、「農具料」五百円は「官林低
價御拂下相願相當代價ニ入札為致餘贏ヨリ可相出之見
込」という事業計画を県勸業掛は作成したことになる。
この他、移住者は上村と久米村の間にある字葉山の官林
の南北にそれぞれ五〇戸ずつを新築し、そこに開墾用の
地所を受け取るようになっていた。

ところで、先に引用した大久保宛の何書では、「入費
之儀ハ、半年之食料並ニ農具居宅牛馬等ハ天草郡富有之
者共結社之上可差出趣申出候、居宅建築用材之儀ハ、一

等又ハ三等官林ノ中ニテ其ヶ所見立、御拂下并居住地ハ
官有地ニテ御下ヶ渡居住地ハ三等官林或ハ元公有地ノ内
ニテ御下ヶ渡」とあった。すなわち、金主側が移民の半
年分の食料、農具、居宅、牛馬についての出費を全て負
担し、居家建築の用材のみ官林から払い下げを受けるこ
とになっていた。しかし、ここでは金主の出金分都合三
千円は、田畑の購入と移民当座の食料費に宛てられ、
「居家建築營繕料」「農具料」は全て公的な補助によるこ
とになっていたのである。しかも、その資金は「官林低
價御拂下相願、相當代價ニ入札為致、餘贏ヨリ可相出之
見込」という、金主方の入札時の裁量次第では更に収入
を増やすことのできる余地を残すような条件になっていた。
そもそも金主方出資金三千円の半分千五百円は、も
ともと金主方の所有になる田畑の買い入れ費用であり、
実質的な金主側の負担は移民食料千五百円のみと言って
も良いものであった。しかも、金主側には買い入れた田
畑を入移民に小作させるのでありそこから上がる小作収
入もまた手元に残るといふ「計画」になっていたのでは
ある。この時点で県は「天草商會」を設立させ、その經常
利益の一部を後続の殖民事業に宛てるといふ考えを依然
として捨て去っていなかったことも確認できるが、それ

が具体化したことを示す史料は今のところ見いだすことはできない。

このような移住事業計画をもとに、尾崎は続いて八月二日に金主側にこれを伝達するため「天草金主之者共心得」を抄出しようとした。しかし、県権参事小関敬直はそれに同意せず、次のような指示を出している。

「本議移民之事件、其手續方法ヲ教示スル、素リ縣廳ヨリ相達シ然ルヘシト雖モ、本人等身代財産ニ関スル事ハ其掛リヨリ目論見ヲ示シ、其上、彼レ其力ニ及ヒ至當ト存セハ、彼レヨリ目的書差出サセ、表向ハ官ノ検査保護ニ依ル手續ニ致ス方可然、其内、官山拂下ハ唯今廳中之見込ヲ極メ置ク迄ニテ、公然達シ方ハ何ノ上ナラテハ成ラヌ、是又下方実地取調代價見込ヲ定メ出願ノ方適當ニ有之、其上ニテ、斟酌相當ノ處分可然ト存ル也、故ニ此調ハ一應本人へ談シ、彼ヨリ書面差出スヘキ手續ニスヘシ」⁽⁴⁷⁾

小関の論点は表面的には次の二点に尽きる。まず、第一点は、移民事業について県庁から手続き・方法等につ

いて「教示」するのは当然であるが、彼ら自身の「身代財産ニ関スル事」は、「其掛リヨリ目論見ヲ示シ」た上であくまでも「彼レ其力ニ及ヒ至當ト存セハ、彼レヨリ目的書差出サセ」るとして、金主自身の判断と決定によるという形を取るべきで、「表向ハ官ノ検査保護ニ依ル手續ニ致ス方可然」というものであった。第二点は、官山払い下げにかかわるもので、県は単に「見込ミ極メ置ク」だけであって国からの認可がない限り「公然達シ方」はできず、しかるべき実地取り調べを実施し適当な評価額を査定した上で出願すべきであるというものであった。この小関の議論の真意については後に改めて検討することになるが、官林払い下げは「見込ミ極メ置ク」だけであるとされていたことは明かである。勸業掛から二つの列に対してこの「金主心得」が実際に下付されるのは、翌明治九年一月のことになるが、その間、移住事業は進捗しており、田畑の買い入れ、家作を終え、最初の人吉移住者のグループの移動もほぼ終わっていた。一方、県内部では明治政府に福連木官林の払い下げを求めるといった考えは全く放棄されていた。それにもかかわらず県の勸業掛（尾崎行正）は次のような「金主心得」を中西・山本列に対し与えた。しかも県にはこの心

得についての伺いも県令による裁許も全く残されてはいないのである。

「当亥年

一百戸移住

但巷戸五人の見込惣員凡五百人

入費惣額金六千五百円也

但巷戸二付六拾五円割

内訳左之通り

一金千五百円也

是ハ金主方ニテ出金、田畑五十町歩巷反ニ付金

三円之割ニテ買入、移住之者一戸ニ付五反宛、

其土地相当之小作米ヲ取貸渡シ、地所ハ永世金

主所持可致候

一金千五百円也

是ハ金主方ニテ出金、当亥年十二月ヨリ来ル子

年五月麦作収入迄、移民之者五百人之食料、一

戸ニ付拾五円宛、但五百人之中半分ハ自身稼ニ

テ為相賄、一戸ニ付人員之多少可有之ニ付、五

人拾五円宛之割ヲ以テ取捨可致候得共、惣金員

ハ減少不致候

一金三千円也

是ハ移民之者百戸之居宅建築營繕料、一戸ニ付

三拾円宛ト見込、官林低價拂下相願相当代價ニ

入札為致、其餘贏金ヨリ可相出之見込

一金五百円

是ハ百戸之農具料、一戸ニ付五円宛、人員二不

関出所右同様

一移住之人民ハ一戸ニ付地主ヨリ借地五反歩、開墾地

五反歩是ハ作人自分持ニ成ヲ耕ヲ本業トシ、製茶養蚕並苧製造ヲ

目途ト為致、其他ニ職業見込有之者ハ尚可申出候事

右之通移民之綱領相定候条、細目ハ追テ可相達ニ付、

此段可相心得候也

明治九年一月

勸業掛

宮地岳村

中西新作

津留村

簗田正誠

小田床村

伊野忠親

大江村

松浦休民

益田村

池田祇栄

魚貫村

佐々木孝作

牛深村

富川猪四郎

右七名一紙

櫛宇土村

山本義孝

井上義忠

植村忠安

右一紙⁽⁴⁸⁾

この金主方、心得でも、「移民之者百戸之居宅建築宮繕料」「農具料」都合三五〇〇円については、「官林低價拂下相願相当代價ニ入札為致、其餘贏金ヨリ可相出之見込」と記されているが、このときに県は官林の払い下げ要請案を既に放棄していた。この「心得」は、勸業掛が「其掛リヨリ目論見ヲ示シ」たものとして下付されたものに過ぎなかった。少なくとも、県の公的な決議事項ではなく、この時点で県が公に決裁できる内容でもなかったのである。

狭隘で、近世後期には銀主層による土地集積が急速に進展していた天草では、余剰を持つ者がまとまった資本を投下することのできるような土地を見いだすのは容易ではなかった。明治新政府下に新しい地域として「県」

が成立し、その県の官吏の側からの働きかけによって、人吉で安価な土地を購入し、天草郡内に存在する農民を人吉地方に移し小作させるということが可能になったのである。いっぽう、分散している小資本を集合させ、殖産興業に向けるとともに、労働力の欠乏から税収の滞りがちであった人吉地方に、天草の余剰労働力を移すことで、県は地租改正事業の完成と税収の安定とを図ることをめざした。両者の利益は人吉移住という形で一致したのである。県側が改めて移住事業計画を検討してみると、金主側が申し出た都合三千円では百戸の移住には十分ではなく、県側は不足分をあくまでも「目論見」として不確実な官林払い下げでまかなおうとしたということになる。しかし、本当に官林払い下げ計画は、移住事業の資金不足を補うために案出されたものだろうか。また、勸業掛はなぜ官林払い下げ案が放棄された後で、以前に準備され小関権参事によって却下された「金主方心得」をそのままの内容で金主に下付したのだろうか。そのことを考える前に、県と金主側の利益の一致という側面についてもう少し別の観点から見てみることにしよう。

天草の金主は、人吉の地で入移民に小作させるべく土

地を買い入れたことは既に述べてきたところであるが、彼等が買い入れた土地についてみると人吉移住のまた別の側面が見えてくる。結論から先に言えば、天草の金主方が買い入れを計画した土地は、人吉地方で税負担に耐えられず手放されようとしていたものであった。第十四大区六小区長で、地誌取調掛りを任じられ、民と官の間にあつて地租改正事業に貢献した元人吉藩士能吏高田苗清は、尾崎の依頼に⁽⁴⁹⁾応じ山本列による実地検分に渋谷得蔵とともに同行したが、そのすぐ後、五月廿八日付で「移民見込」と題する文書を作成し、具体的な場所・数字を上げながら移民にかかわる方策を尾崎大属に書き送った。その中で、購入すべき田畑について、次のように進言している。

「久米、宮原、岡本、三ヶ村之農民、甲戌年(明治七年)地租未納延期七月ニアリ、以テ六月二十日ヨリ七月五日頃迄田地買取之都合ニ至リナバ、弁利ノ場所一圓ノ低價相求可申、且望人ナキ田地ヲ賣候時ハ、所持主ノ貢租モ相済、可潰家モ立、双方便利ナラン」⁽⁵⁰⁾

貢租納入延期期限の切れる七月までに土地を買い入れ

れば、適当な場所をまとめて安く購入することができ、結果的に貢租負担の確保が可能となり、潰家も出ないと述べ天草人の移住を積極的に受け入れることによつて、天草・人吉「双方便利ナラン」と主張しているのであるが、彼の議論がそのまま「公私」双方の利益を主張するものでもあつたことは改めて指摘するまでもないだろう。

人吉を巡回した山本列の一行は、この「好機」を見逃さず、金の持ち合わせすらないにもかかわらず、高田苗清の提案に沿つて貢租納入延期期限を控え困窮している者の土地の買い入れを決定した。彼等は、七月一四日付で土地購入のための資金の仮渡しを県側に願ひ出る。

「人吉移民之儀ニ付御願

當管下天艸郡之儀ハ、耕地僅々ニシテ人員多ク、漸々増員之上ハ人民營業致スニ無地、今般人吉エ移民可致御利解之趣奉感拜、資本金千五百円差出シ、五拾戸移民可仕客月受書奉差上、本年稲作取揚之上ハ速ニ引移シ申度、既ニ去五月中彼地工罷越実地之景況深見聞仕候處、天艸郡トハ相違仕、田畑開墾地山林共人員ニ不應セシ地所有之、貢租附之田畑等ハ地主自作致スノ外

貢租并徳米共相当ニ取極小作為致居候得共、徳米ハ素ヨリ貢租石代官納不仕向モ在之、全地主迷惑ト相成、

植村忠安
右兩人代兼願人
同大区六小区戸長
山本義孝(印)

田畑多ク所有之者ハ漸次疲弊ニ臨シ、水田之内所々ニ荒地相成、昨甲戌年貢租石代モ本月迄延期奉願上候位、

白川縣權令安岡良亮殿代理

中山直

其実ハ人員無数ヨリ右様押移り候ニ付、速ニ移民仕候外無他事、先般人吉出張之砌移民之居室モ同所之工エ

白川縣權參事小関敬直殿⁽⁵¹⁾

依頼、来ル八月下旬ヨリ取掛申度、將又各名ヨリ買揚

實際にこの時山本列の買い入れた田畑地代は、彼等の出張滞在費を含めて七百五十円ほどであったが、この史料から明らかかなように土地の買い入れについて「各名ヨ

ケ候水田、本月中ニ地代金相渡候ハ、上村宮野原村久

リ買揚ケ候水田本月中ニ地代金相渡候ハ、上村、宮野原村、久米村之貧民石代皆納之手立ニモ可相成」ものである

米村之貧民石代皆納之手立ニモ可相成候段向々ヨリ依頼仕候、私共ニ於テハ地所買取之手數ヲ外キ、双方共

あるという理由から県側の資金援助を求めている。ここにもまた先に高田苗清が論じていたように、出資者側が

弁利可仕、人吉出立之際一通り約定之上帰区仕候處、

県側の論理に自らの行動をすり寄せてゆこうとする姿勢が明確に見て取れるであろう。これを受けた県は、翌七

俄ニ存立候義ニ付私共手元貯金錢無御座、昨七年八月二十日之大風後ハ、闔郡大小之人民疲弊罷在、他借等

月十五日に庶務、租税、出納の三課と勸業掛で協議の上、七月一八日付で一二月末の期限を以て貸渡し指令を出す

出来不申當惑罷在候、何卒千円丈此節御貸渡被下置候

ことになった。⁽⁵³⁾

ハ、第一右村々石代皆納手当て相立、私共ニ於テハ地所買取之手數ヲ除キ、其上一条約之信義相立、重畳難

有奉存候間、来ル九年二月中五十戸移民仕候迄ハ私共田畑山林ヲ以引当テニ仕、拝借証書奉差上候間、何卒願之通御聞届被下度、兩名代兼此段奉願上候也

明治八年七月十四日

井上義忠

第十五大区十一小区檀宇土村

同

明治初期における天草郡の名望家と地域—天草郡人の人吉移住を通じて—

いってからのことになる。

一方、中西列の募集に応じ人吉移住を望む農民六十名は、九月一八日付で「人吉エ移住依頼書」を連署の上、中西らに提出している。

「今般、白川縣御廳御仁恤ヲ被為以天草郡充滿之人員凶歲之刻不及飢餓様人吉エ移民、同所荒蕪之地ヲ開墾可致御仕法被下置、貴殿方結社右件施行被成候處、拙者共同表エ引越廣野開墾村落ヲ成シ、不朽之家業ニ有附可申、尤社則法方之儀者違背不致候間、移住御取計被下度、此段依頼候也⁽⁵⁵⁾」

これを受け、同日付で中西新作・伊野忠親・蓑田正誠の三名は「天草郡土地不相應多人數ニ付、人吉へ移民開墾為致候様御仁惠之法方私共施行仕候處、別紙之通連署申出候間、右名前之者家族一同移住御聞届被下置度、相願候也」との「人吉へ移民願」を、連名で権令代理権参事小関敬直に対して提出している。⁽⁵⁶⁾

中西列も「人吉へ移民願」を提出した九月一八日に、

山本列同様「人吉エ移民ニ付金貨拝借願」を提出した。中西列は、後述するように家作費その他の点で、山本列よりは少ない費用で移住事業を進めていた。このためか、中西列による拝借願いは山本列のそれに比較すると抽象的で、「御仁惠之良法私共施行仕(中略)方今金貨不融通之折柄、授産田買請方延滞罷在候テハ信儀ヲ失シ候仕合ニ御座候」といった表現に留まっている。しかし、既に山本列の願いが認可されていたこともあって、こちらは即日仮渡し金が認められた。⁽⁵⁷⁾このように、山本列、中西列共に移住事業がいかに「御廳御仁恤ヲ被為」「御仁惠之良法」であり天草・人吉「双方便利ナラン」かを主張し、「俄ニ存立候義ニ付私共手元貯金錢無御座」「昨七年八月二十日之大風後ハ、闔郡大小之人民疲弊罷在、他借等出来不申」あるいは、「今金貨不融通之折柄」といった理由を述べ立て、「条約之信義相立」「信儀ヲ失」さないようにするために貸借金を願ひ出、認められているのである。

ところで、この人吉移住では、移住希望者は少なくなかったようで、中西列では、当初の割り当て五十戸を越え、六十戸が移住を願ひ出していた。この間の事情につい

て、九月一八日付の尾崎行正大属による「伺」には、次のように記されている。

「本書天草郡之人民人吉へ移住ニ付別紙之通り願出候間、

検考候処、従来箕田正誠外式名之組ハ移民五拾銘引受

ニ候處、本書署名之者六拾銘有之候ニ付一應聞調候處、

即今ニ至リ移住希望之者許多ニ相成、連署之外ニ追々

移住致シ度段申出ノ者有之候へ共、却而多数ニ過候へ

ハ行領不行届之恐レ有之候ニ付、先連署之通り願出候旨

申出候」⁽⁵⁸⁾

人吉への実地見聞では山本列の動きが早かったが、実

際の農民の移動はこの中西列が若干先行した。中西列か

らは、年末の一二月五日には、「今般人吉エ引移候民名

届書」⁽⁵⁹⁾と「移民ニ付當出金届書」⁽⁶⁰⁾とが提出されている。

それに従えば、このとき久米村に一〇戸、岡本村に三戸

が移住し、六町七反七畝一三步の田地を一三九円九七銭

四厘で購入、家作手付け金として一七五円五〇銭、引っ

越し入用として一六二円、合計四七七円一七銭七厘の出

金があったことになっている。田地はその後さらに若干

買い増しされており、この年の年末頃には、移住者三十

八戸総員百九十名（男九十八名・女九十二名）に対し、久米村、岡本村を中心に七町五反五畝一八分の田地が、二〇六円余で買い集められていた。⁽⁶¹⁾

このように、中西列の移民の移動は、明治八年末から翌九年にかけて行なわれているが、本来の計画にある新築移住とは異なり、「潰れ」や跡継ぎのない老人の家に入り、本来家作費用に回すべき資金を質入れされている土地の請け出しなどに流用するといった方法でも移住が行なわれていた。この間の事情について、十二月五日付の尾崎行正大属宛の私信の中で、中西新作は次のように書き送っている。

「寒催之剋逾御杜榮奉拝賀候、陳者先般御書状被下難在

拝讀仕候、御下命ノ如ク授産地不定、移民仕候段不都

合之儀ト奉存候得共、麦作仕附不仕候テハ来夏食粮差

支候旨ヲ以、移民共押而引越候ニ付、別記届書之通、

岡本村、久米村ニ於テ田地買請、夫々分配麦作為仕候

一別記今般移民名届書エ借家ト記載有之候者共儀ハ、

當十二月中家作落成之積リ人吉大工森田茂吉ト申者請

合定約仕候間、落成次第引移可申儀ニ御座候

一別記届書工同居ト記載有之候者共儀ハ、授産地不足ニモ有之、且同居之戸主何レモ孤獨之老人ニ而、所持之田畑自身農業難出来、土地ハ質入書入ニ差出、残地之分ハ貢米上納而已ニテ、他人工耕作依頼罷在、其身ハ諸人工寓食之姿ニ立到居愍然之儀ニ付、移民共家作料ヲ以質入書入之地所請戻シ合併為仕候ハ、孤獨之輩ハ糊口之助ヲ得、移民共ハ借地ニ不住自身之持地ニ有附、双方弁益ヲ得開墾出精可仕奉存同居取計候處、御許容被成下候ハ、一同難在仕合ニ御座候

一高田苗清殿、木ノ上村ニ於テ授産地周旋之趣被仰越候間、面會頼談仕候得共、此節迄不定ニ御座候、書余尊顔ヲ拝シ上申可仕 恐惶敬白⁽⁶²⁾

また、人吉移住の実施状況調査のため巡回を命ぜられた尾崎は、十二月十五日付の復命書で次のように報告している。

「山本義高組、井上、植村之兩人宮野原村へ出張致し居、岡本村宮野原村へ四拾戸^{内二戸旧宅營繕}建築致し即今造作中ニ付移住之者ハ麦作^{薛付式石三斗程}仕付帰村致し居候、出来次第可引移筈ニ有之候事

但シ一戸間口三間奥行二間ニ而、式戸續ニ相建申候、最も来春ハ尚外ニ建築可致筈ニ御座候

中西新作組ハ久米村、岡本村へ拾三戸新築之筈ニ而、當今木寄せ中ニ付、来ル一月中ニハ出来可致候、外ニ右組之者別紙之通り式拾壹戸移住致し居候間、尚明屋敷或ハ潰レ家有次第追々可引移筈ニ候事

右之外、天草大矢野之者拾七戸^{人員當年中ニ移住仕度段百人}出張先へ申出候間、球磨郡深田村、木上村両村ニ而明屋敷相尋、右両村エ移住之積リニ當所戸長高田苗清へ申聞置候事⁽⁶³⁾

中西列による移民では、「新築」はわずか十三戸のみであり、既に移住が終わった二十一戸の外にも、「尚明屋敷或ハ潰レ家有次第追々可引移筈」になっていることを伝えている。一方、山本列移民は、二戸を除き本来の計画通り新築移住を進めており、新築家屋建設中のため、さしあたり来年の食料として麦を植え付けた上で、移民たちは一度帰村している状況を伝えている。また、どのような引きであるかは不明であるが、天草大矢野島からも十七戸が移住希望を尾崎のもとに伝えてきていることも併せ報告されている。この大矢野からの移住希望者に

対して、尾崎は、高田苗清に命じて、深田村、木上村で「明屋敷相尋、右両村工移住」させるつもりであると伝えていた。このことから明らかのように、人吉移住事業は、本来計画された新築・開拓移住から、「明屋敷或ハ潰レ家有次第追々可引移」という形のものを含むものへと変化していったと考えられ、費用の比較的少ない後者の方法は、他の天草郡人を人吉の地に引き寄せることになったのである。当初の計画通り、家作移住を進めていた山本義孝も十二月二十日付で権令安岡良亮に対して「移民ノ儀ニ付上申」を提出し、次のように述べている。

〔前略〕段々ノ御説諭ニ依テ遂ニ氷解シ、今日ニ至テハ求麻郡工移住致度者數多有之候、天草郡之幸甚実ニ不_レ過之候、義孝等當九月ヨリ取掛リ五十戸ヲ建築シテ、來九年一月中移民悉皆引移シ可申、既ニ糧米牛馬種糶等マテ手當テ仕漸々安心罷在候、然ルニ求麻郡ノ景況巡視仕候得ハ、土地之夥敷事不待論、其人民惰農ニシテ農事ニ暗ク、日々ニ疲弊ノ色ヲ成ス、畑地素ヨリ數町ノ水田序々ニ荒蕪シ茅草繁茂スト雖モ、其田形ヲ存スル多シ、農民只貢租ノミニ迷惑シテ所持ノ田畑ヲ他ニ譲リ、ヒタスラ遁逃ヲ好ム、其心中実ニ悶然ニ堪タ

リ、是ヲ助ケ精農タラシメンニハ、速ニ人民ヲ引移シ、養子或ハ小作人ヲ立シ、今天草郡ハ昨年八月廿日ノ風災ニ相疲レ候上、當夏以來ノ早秣稲作ハ勿論民間急用ノ唐芋其外ノ雜穀ヲ早損シテ日夜困苦ス、來春ノ麦熟スルノ間窮民何ヲ以テ生計ヲ成シ、區戸長是ヲ助ケントセハ郷備ノ金穀ナシ、主立候人民全錢不融通ノ折柄是ヲ救助ス能ハス、幸求麻郡稀ノ豊作ニテ穀類低價ス、故ニ好機會ヲ不移シテ、百十戸移住ノ外ニ尚數百名ヲ移度、是ヲ成スニ移民周旋一員ヲ置、求麻天艸ノ両郡ヲ巡回シテ区戸長ト協議シ、人民ヲ懇々説諭シ、或ハ養子或地所為買取等周旋引移シ度、尤其人民望ミニ任セ尽力ス、私區内御所浦村内茂二十四戸右ノ振合ヲ以移住仕度候段申出候得共、僕等奉職中其儀擔任スル能ハス、求麻郡ノ人民養子ヲ望ム者ノ數十名此節モ申出候、依之右移民周旋方ヲ御撰定御發令被成下候ハ、両郡ノ大幸無此上下奉存候間、此段御聞届被下度、⁽⁶⁴⁾上紳仕候以上

この史料に見られるように、山本義孝も、天草からの移民によって人吉地方の貧困百姓株を継がせる方法の利点と重要性とを繰り返し、両郡の間の「需給」関係を繋

ぎ合わせるために「移民周旋方」の任命を県に対して上申したのである。山本列の移住経費内訳を見ると、「周旋人會計人世話人月給」という項目が見られ、八ヶ月分二百四十円が支払われたことになっている。これは移民五十一戸に与えられた農具の費用とほぼ同じで額であった。⁽⁶⁵⁾ もっとも、この山本義孝の上申書が県側で検討される前に、県は独自に第十四大区六小区の元副戸長田中直治を十二月二十三日付で既に「移民周旋方」に任命していた。⁽⁶⁶⁾

山本列では当初の計画通り、五十戸の家作事業はそのまま進めてゆき、明治九年三月までに三十八戸百六十四人⁽⁶⁷⁾が、同五月二十日の時点で四十一戸が天草から人吉の地に移ってきていた。⁽⁶⁸⁾その後、麦の収穫を終え、秋までは更に十戸が移住して来ることになっており、当初の予定より一戸多い五一戸が人吉へ新築移住することになった。これらの、家作と田畑の買い入れを行なうにあたり、山本列は、家作のために一四九五円四一銭、田畑・屋敷地買い入れに七七二円七三銭二厘、その他食糧費・移民の往復費・出張費などの費用に五八〇円余、都合二八四九円四四銭二厘を支出していたとする明細表を提出して

いるが、他の史料を加味して本来の支出計画区分に従って表すと、表二のようにまとめることができる。⁽⁶⁹⁾

このように、移住の進め方については、土地取得の困難もあり、新築開拓移住という方針から、より現実的な養子・地所買い取りといった方針との併用へといった変化が見られはしたが、移住そのものはその後も順調に進んでいった。翌明治九年三月十七日付で、移民事業の状況調査のため巡回を申し付けられた尾崎行正は、四月十二日付の復命書の中で次のように報告し、天草郡からの移民の動きが一段落ついた様子を伝えている。

「天草郡并二人吉移民之事ニ而巡廻被仰付、去月三十日
発程、本月十日帰廳仕候二付、移民之景況并ニ其住之
所見左ニ記載、此段降而復命仕候也（中略）」

- 一 人吉移民之義ハ山本義孝組ハ新築五拾戸出来、内三拾八戸移住仕、残拾貳戸ハ追々移住之筈
- 一 中西新作組ハ新築拾七戸出来、内拾拾三戸移住、外貳拾五戸潰家并ニ養子等ニ差入申候、尚追々新築并ニ古家等買受引移筈ニ御座候
- 一 右中西新作組ハ槻木村ニ而本年ヨリ製茶相始メ候

表二 山本列新築五戸移住費用

費目	円	備考
新築材木・大工・杣木挽日雇賃	750.000	
屋根藁・縄代	72.500	
屋根葺賃・壁一切夫賃	75.000	三一六枚
畳表代・運送賃共	42.660	
家作代小計	940.160	
農具料	255.000	一戸ニ付五円
粮米代	459.000	一戸ニ付九円
生活維持費小計	714.000	
田畑代 (明治8年7月買入)	729.166	
移民屋敷地其他 (明治8年10月買入)	43.626	
土地買入代	772.792	
明治8年7月地所買入出張滞留諸費	20.300	
普請中往復費・飛脚船賃	60.250	
周旋人會計人世話人月給	240.000	各八ヶ月分
転移住往復諸費	102.000	一戸ニ付二円
諸費用	422.550	
総計	2894.502	

出典：明治9年5月20日付「移民居宅新築諸費明細表」、同日付「地所買入粮米代金等類共差出金」より筆者作成

積り有之候

一 右移住之者居家夫々巡視候
 處、何れも安着之躰ニ有之
 候⁽⁷⁰⁾

明治九年春には天草郡からの移住者は新しい土地に入り、それぞれの生活を開始していった。

四 官林払い下げ問題

天草の金主たちが、金融逼塞にもかかわらず、県側のイニシアティブによる人吉移住計画を受け入れたのは、直接的には余剰人口を送り出し、同時に人吉に小作地を買い入れる目的からであった。しかし同時に経費の半分以上をしめる県側の補助、とりわけ官有林の払い下げが、彼等をしてこの移住事業に着手させるもう一つの大きな理由となったようである。本来、この移住計画で公的に約

束されていた補助は、家作用の木材を官山から下げ渡すこと、官有地としての秣場を移住者用の開拓地として払い下げることの二点だけであった。しかるに、金主たちは、公然と達せされることのなかった官山の払い下げに、より大きな関心を抱いていた。このことを明らかにするために、多少回り道になるが、金主方の県への拝借金について少し辿ってみることにしよう。

家作も終わり、天草から球磨の地に移住者が入り始めた明治八年十二月、土地代金支払いのため七月に借用した一〇〇〇円の返済期限が迫った。山本列は、翌九年五月まで半年間の返済猶予を願い出たが県はこれを受け入れようとはしなかった。返済期限ぎりぎりの一二月二四日になって、山本列は再び四〇日間（明治九年一月末まで）の返済猶予願いを県令宛て提出した。

「拝借金日延再御願

求麻郡移民一件二付、本年七月中金千円御拝借奉願

當十二月返上納季限無相違上納可仕候處、移住之人民

一月中引移り不申而ハ来春作付之支度等相後レ可申二

付、本年皆成就之積り、返納手当之金子マテ都而持越

糶米買入家建築入用ニ遣拂、無據来九年五月限り御日延奉願候處、御聞届難被成下段御指令之趣奉敬承、早速帰区之上調金返上納可仕候得共、井上義忠植村忠安移民居宅為建築求麻郡工罷越居、遠隔之地ニ而引合旁日數相掛り御日限中間ニ合不申候間、今日ヨリ四十日間御日延御猶豫被成下度重疊奉願候今日ト相成御猶豫奉願候儀甚以不都合之至奉恐縮候得共、前条之次第二付格別之被為以思召ヲ願之通御聞届被下置度此段奉願候也

井上義忠植村忠安
代兼

第十五大区六小区

戸長

明治八年十二月廿四日 山本義孝（印）

白川縣令安岡良亮殿

この「拝借金日延再御願」では、移住事業を時宜に合わせて進めるために返済するつもりであった金子まで投下してしまい、その上、井上義忠・植村忠安も現地に出向中で俄に調金できないという理由で、さしあたり四十日だけの返済猶予を求めている。これに対して、先に半年間の返済猶予を一度は拒否した県側は、返却期限を遵守しないことについて「甚以不都合之到」としながらも、

事実上当座は返済が不可能であると判断し「特別之詮議ヲ以テ四十日延期」を認めることとした。⁽⁷²⁾

四十日の猶予期間が切れる明治九年一月に、山本列と県側との間でどのような交渉があったのかを史料から確認することはできない。しかし、前述の「金主方心得」が勧業掛から両列に対して下付されたのはまさにこの明治九年一月のことであった。そこには既に廃案となっていたにもかかわらず、官林払い下げによる三五〇〇円(各列一七五〇円)の官からの補助金について言及されていたのである。

中西列の拝借金については返済猶予願いの類が全く残っておらず、詳細は不明である。しかし、移住事業精算のため明治十二年に作成された「人吉移民諸費明細」には、明治九年一月から明治十二年二月までの「拝借金利子上納セシ金」四七六円三三銭三厘が計上されている。⁽⁷³⁾借入金は明治一二年二月まで返済されてはいなかったのである。

明治九年十月熊本で神風連の乱が起こり、その時に受けた創傷がもとで人吉移住の経緯を知る安岡県令が死亡

する。山本列は、十一月一九日付で熊本県令心得坂部長照に新たな「拝借御願」を提出し、県側が下げ渡しを約束した一七五〇円が支払われないことを理由に、借入金の返済不能と、翌一〇年一二月二〇日までの期限で一五〇〇円を借用したい旨を願い出た。

「求麻郡移民ニ付拝借御願」

當管下天草郡之儀ハ耕地少ナクシテ人員多シ、誠ニ薄地ニテ物産益薄ク農間漁業、且山村之人民ハ他国日雇稼ニ罷越活計罷在候得共、此上増員相成候而者向來難済可及、求麻郡ハ人員少ナク田畑多分荒蕪致居候間、同郡エ移民可致昨八年百戸引移シ置夫ヨリ年々移民可致ト之御儀ニテ、當郡中重立候者共御召出シ御利解被成下、両郡之幸甚不可過之ト難有奉感拜、資本金千五百円差出シ五十戸移民可仕受書奉差上、既二同年八月ヨリ着手本年二月マテ建築引移シ申候、右移民ニ付宅建築費地所買入代金糧米手當農具料マデ壹戸金六拾五円当テヲ以引移候様御決定ニ付、資本金三千貳百五拾円内前文之通千五百円私共ヨリ差出シ千七百五十円御下ケ渡被成下候様御口達ニ付、向々ヨリ繰替成手元金ヲ以遣拂居候處、向々借用返済期限ニ御座候得共近年

稀之不融通ニテハ何分返脚出来不申甚以困迫仕候間、特別之御詮議被為以來明治十年十二月二十日限金千五百円拝借被成下候ハ、只今之困脚相凌重疊難有奉存候、

尤私共田畑引當テニ仕証書奉差上候間、何卒願之通御聞届被下度、御貸渡被成下度此段奉歎願候也

第十五大区十一小区櫛宇土村

明治九年十一月十九日

植村忠安(印)

同村

井上義忠(印)

第十五大区六小区戸長

山本義孝(印)

區長

出県中

中山直

熊本縣權令心得

内務權大丞坂部長照殿⁽⁷⁴⁾

これに対して、全く移住事業の経緯を知らない新県権令富岡敬明は、尾崎行正らに諮りその願いを受け入れることとし、十二月十五日付で、御口達があったという一七五〇円(移住一戸につき三五五円)を明治九年十二月から一年間貸し渡すことを決議した。尾崎が富岡権令に宛て

作成したこの件についての指令案伺には次のように記されている。

「本書植村忠安外式銘拝借願之義ハ、昨年天草郡ヨリ球麻郡へ移民着手之刻、先縣令ヨリ百戸移住之上ハ、三千五百円ハ食料及農具料等トシテ一戸ニ付三拾五円可下渡段口達ニ付、其段ヲ以テ説諭ニ及候處、右之者共五拾戸之移住人ヲ引受資本差出し球麻郡へ出張之上地所買入并ニ居家建築及移住迄之世話致し候事ニ付、集金(先般内務大藏両省へ下渡シテ願立候金ヲ云)御聞濟之上ハ千七百五拾円ハ可下渡事ニ候条其刻之處書面之通り、當十二月ヨリ来丑年十二月迄御聞届ニ相成度、左ニ御指令相伺候也⁽⁷⁵⁾」

山本列による「拝借御願」と尾崎による「御指令案伺い」の趣旨は、事実経過について細部で若干の差異が見られるが、双方とも三五〇〇円の補助金を前提に移住事業が立案され、県令の「御口達」を受けて金主方が人吉移住に着手したという説明では一致している。特に尾崎の作成した「御指令案伺」では、三千五百円を下げ渡すとの県令の口達を前提に金主方へ人吉移住事業に参加す

べく「説諭二及」んだことになっており、これは残された史料による限り、正しい事実経過を伝えていたとは言えない。とはいえ、山本列、尾崎双方とも、移住事業の「当初」から県側が三千五百円の補助金付与を「口達」していたと主張し、この為一七五〇円を一年間貸し与える決定が為されることになった。県がこの決定を山本列

に伝え、貸し渡し金の受け取りを指示してまもなく、南九州は大きな戦乱に巻き込まれて行くことになる。西南戦争である。二月に西郷の拳兵により戦火が切つて落とされるや熊本は戦火のまっただ中に投げ込まれた。人吉隊の例を挙げるまでもなく人吉地方もまたその中に巻き込まれていった。熊本城が西郷軍によつて包囲され、熊本市内で激しい戦闘が繰り返されていた三月二日、安岡県令のもとで権参事を勤めた小関敬直が三二才の若さでこの世を去つた。⁷⁶ 神風連の乱で安岡県令とともに重傷を負い、職を辞して郷里で療養中であった小関が小倉の病院で死亡したことで、人吉移住の経緯を熟知する県吏は尾崎行正唯一人となった。

戦火が収まり漸く落ち着きを見せた明治十一年三月、人吉移住事業についての事実関係確認のため、唯一県に

残っていたこの事業の担当者尾崎は「天草郡ヨリ球磨郡へ移民之順序取調」を差し出すよう命ぜられた。尾崎は、三月九日付で提出した「移住之順序覚」の中で、補助金・官林払い下げの経緯について次のようにまとめている。

「一移民之方法取調可差出段二付、第二号（明治八年七月二七日付、「天草郡人民球磨郡へ移住事件取調條目」之通り取調差出申候、但シ、此節ハ、移民一戸ニ付家代三拾円、農具代五円、都合三拾五円宛ハ、天草郡福連木村官林低價拂下相願、入札拂下ニ致候へハ餘贏有之筈ニ付、餘贏ハ家代農具代ニ差下可申候事ニ相成居、其後、明治八年九月安岡権令出京致居候節、右官山并ニ球磨郡秣場御拂下之願書第三号之通り差送候處、朱字書込之通り申来リ、此時ヨリ官林之拂下ハ廃止ニ相成、集金ヲ願下之上ニ而、可相渡事ニ決議、右集金御下渡願三度迄内務省工願出候處、何れも聞届無之、尚一昨明治九年十月安岡令出京之上ニ而、集金願下可致事ニ決議有之候處、同月、暴徒之為ニ死去致候ニ付、其儘ニ相成居候。」⁷⁷

尾崎によれば、当初は家作・農具代として一戸につき三五円を、幕府御用林として名高い天草郡福連木村の官林の払い下げを受け、それを競売にかけ売り払った差額をもつて支払う、ということになっていたが、九月に上京中の安岡権令にその願い書を送つたところ、安岡権令はこれに反対し、「此時ヨリ官林之拂下ハ廢止ニ相成」という事情であつたという。県としては、その後「集金」をもつて家作・農具代として出資者に下付すべく、内務省へ願い出るといふ方針を取ることになつたと記されている。何度か内務省へ願い出ても許されなかつたので、明治九年十月、安岡が上京して「集金」願い下げを行なうことが改めて決定されたところ、神風連の乱が起き暴徒の為に安岡が死亡したことでこの件はそのまま放置されてしまつたという。尾崎のこの「移住の順序覚」を見る限りでは、安岡権令が上京する以前、県は官林払い下げを一度は決定していたが、県側の官林払い下げ願を出を東京で受け取つた安岡権令がそれに反対の意見を県に書き送つてきたのだという。しかし、既に書いたように、県側の記録を見る限りでは、官林を払い下げるといふ決定を県は一度も下してはいない。そもそも、国有地の払い下げを県が独自に決定できるはずもなかつた。

権令の上京中、尾崎のもとで草案が作成された官林払い下げ願いに強く反対の姿勢を示したのは、既述のように留守を預かつていた権参事小関敬直であつた。既に紹介した、尾崎を中心とする勸業掛のイニシアティブで作成された払い下げ伺い書(案)が在京中の安岡権令に送付されるにあたって、小関が明治八年八月二十八日付で在京中の安岡権令に認めた書簡によつて、このときの経緯を小関の目から見てもみることにしよう。なお、行間は九月九日付の安岡権令による書き込みである。

「本番伺書、天艸郡一等官林之儀ハ、桎維リ立込ニテ旧幕府中有名之場所ニ有之、地理寮も承知ニ可有之、殊ニ一等官林ニ付テハ到底御拂下難被行次第ト被相考、猶又先般移住之義伺候節、山林御拂下云々之趣意ハ移民家建用之筈ニテ、今日天艸郡之官林御拂下ハ少シ趣意齟齬致シ候様相成、其上右移住之一件ニ付テハ、廳中集金申受之儀も有之候處、一等官林低價御拂下ト申ス儀ハ全官ヨリ其入費ヲ官林代ヨリ下渡候訳ニ相成、集金申受之趣意差響キ、仍テ集金ト重複ニモ相成候旁、不都合之場合モ有之候工共、最前尾寄大属巡回之節、同所之者、唯此官林御拂下ヲ目的ニシテ移民之思立も

集金申立ノ趣意ハ御書面ノ通過路ヲ修理シ門戸ヲ開テ之ニ入ラシムルニ移住ハ人民ノ自弁ニ屬ス
 僕ハケ様ニ

ハ開カス允此山ヲ低値ニ申受^口開金ヲ取度趣意ハ開タレト主儀ハ是ヲ良策トセス右外ニ官ヨリ有之此義ハ粗御承知ニモ相成居候趣、就右一應縣廳ヨリ助成スヘキ道ヲ考テ集金ノ事ニ及ヘリ且此山ヲ申受度ト云趣意モ此ナケレハ移民カ出来ヌトハ開カテ因テハ右御拂下ケ一件ハ、前以其筋へ篤ト熟談之上

不申立候テハ、必定被行兼候見込ニ付、尚御堅考之上

可然御處分有之度、申立テラ待レス見込ナリ況ヤ非常ナルヲヤ尤此一等官林相当代價ハ凡金壹

万圓位ニモ有之趣ニ候、先般海軍省御雇外國人本筋見分之節、名木ニ過キ船材ニハ難用立、櫓杯ニハ有用之

旨申述候趣ニ候、是又御承知被下度候也

但本文一等官林御拂下之儀、万一御存寄も有之、御

見合相成候義も候ハ、此通り取計ト候求麻郡荒 蕪地ノミ御拂下

之義御申立被下度候、尚集金申立一条ハ、不日取調

差出可申候也此願ヲ出セハ開届無之ノミナラス疑念多キ内蔵両省必ス多少ノ障リヲ本願ニ添ヘン故ニ断然ト止メタリ

明治八年八月廿八日 權參事小関敬直

九月九日 權令安岡良亮殿

小関権參事は、福連木の官林の払い下げを受けることの困難さを指摘した上で、そもそも官林の払い下げが議論されたのは移民家屋建築用材のためであり、福連木の官林払い下げはその趣旨とは齟齬をきたすものであると指摘し、「同所之者、唯此官林御拂下ヲ目的ニシテ移民之思立も有之」と、移民事業そのものが官林の払い下げ

を主な目的として実施された節すらあり、その間の事情は安岡も承知してはるはずと書き送っているわけである。これに対して、安岡は移住事業が官林払い下げを目的に始まったことについては「僕ハケ様ニハ聞カス」と反論しながらも、それ以外の点についてはほぼ全面的に小関の指摘を妥当と判断し、官林払い下げについては、「此願ヲ出セハ開届無之ノミナラス疑念多キ内蔵両省必ス多少ノ障リヲ本願ニ添ヘン」と判断し「断然ト止メタリ」と明言しているのである。また、安岡は「移住ハ人民ノ自弁ニ属ス」あるいは「此山ヲ申受度ト云趣意モ此ナケレハ移民カ出来ヌトハ聞ス」と移住事業と官山払い下げをはつきりと分離する方針を打ち出しているように見えるが、小関の毅然とした議論と比べるといささか歯切れが悪い。彼は「移民ハ自弁ニ属ス」としながらも、「考テ集金ノ事ニ及ヘリ」と、何らかの「官ヨリ助成スヘキ道ヲ考エ」ていた。また、官山払い下げについては「疑念多キ内蔵両省必ス多少ノ障リヲ本願ニ添ヘン」とあるように、安岡が危惧したのは西南日本における政治的緊張を背景に、高知県士族が要職をしめる県に対する、大久保体制下の内務・大蔵両省の反応であったのである。

この時安岡権令に提出された払い下げ伺い(案)は次のようなものであった。

「肥後国上村秣場御拂下之儀伺

字神殿原

肥後国球广郡

一秣場反別四十二町二反五畝歩 上村

内

反別十町歩

是ハ移民百戸之モノエ、老戸ニ付老反歩ツ、無

代價御下渡願出候分

反別三十二町二反五畝歩

此相当代價三十八円七十銭

但老反歩ニ付金十一銭

此低價金十九円三十五銭

是ハ右同上百戸之モノ、開墾地トシテ低價御拂下願

出候分

肥後国天艸郡

一一等官林四百五十卷町歩

福良木村

此訊

字白木山

反別百町歩

字角山

反別三百町歩

同

反別三十町歩

同

反別十町歩

此地代金五百円

一反二付

一円十銭八厘余

一雜木七万五千本 目通五寸ヨリ一丈廻リ迄

此代金六千円

但平均一本ニ付金八銭

是ハ該地賣買比較致シ地代立木代共合シ凡金壹

万円相当ニ有之処書面低價御拂下願出候分

右ハ、当縣管下肥後国天艸郡ヨリ求广郡へ人民移住之儀、本年六月中相伺候處、衆庶情願ニ候ハ、指支無之、強テ令移轉候義ハ難聞届、尚詳細相糺シ情願ノモノニ限り地所拂下等之儀更ニ可伺出旨、七月十八日御指令有之處、委細ハ其砌陳述仕候通、球广郡之儀ハ土地廣ク人民希少ニシテ未開地多ク、自然生ノ山茶夥敷

叢中ニ埋居候ノミナラス、在来ノ田畠スラ手余候次第、然ルニ天艸郡之儀ハ之ニ反シ、人民過多土地狹隘ナルカ故、谷底山頂開墾残ル処ナク候へ共、夫食不足致シ多クハ他郷ノ日傭等ヲ以テ糊口スル窮民共只管移住企望候へ共、極貧無力自弁移住ノ儀ハ難行届ニ付、有志之者結社夫々資本ノ方法相設、本年中百戸移轉為致候積ニ有之處、存外入費相層ミ募金低價而已ニテ一時難弁趣ヲ以テ前件ノ地所拂下ノ儀願出情□無余儀相聞候間、官員差遣客地検査為致候處、従来秣場有余ノ土地柄ニ付何等故障無之、尤御拂下ハ相当代價至当ニ可有之候エ共、一体移民ノ儀ハ情願致候モノ、便益ノミニ無之、田畠開ケ物産増シ一般ノ人民興益ノ基本ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ至急御下知有之度此段相伺候也

明治八年八月廿八日

白川縣權令安岡良亮代理

白川縣權參事小関敬直

内務卿大久保利通殿⁽⁸⁰⁾

尾崎を中心とする勸業掛によつて作成されたこの案文には、「御拂下」は「一般ノ人民興益ノ基本」としていはるが、福連木に言及した部分は全体が大きく丸で囲まれ、余白部分に次のような書き込みが見られる。

「此件ハ願出候トモ決而御採用有之見込ニ無之、且此義先達而富川清一ヨリ申出或ハ尾寄大属之咄も有之候得共、權令ハ初ヨリ不面白ト申答有之、其代リ集金ノ工夫ヲ附候次第ニ付二重ニナレハ猶更不都合、且移民ハイツテモ民力ト定メ、其保護永續ノ方ハ官ノ尽カト求分ツ、但混セサル方可然ニ付消シ候事、尚委細ハ□縣ノ上可談也⁽⁸¹⁾」

これは小関權參事ないし、彼と意見を同じくする人物によるものと思われるが、「移民ハイツテモ民力」とし、福連木官林の払い下げに関わる部分は削除するとされたのであつた。また、この書き込みから、人吉移住事業には直接参加していないはずであつた「誠求社」社主富川清一がこの官林払い下げにつき申し出てきており、尾崎大属もその考えに立っていたことが明らかになる。

すでに三章で述べたように、明治八年六月十二日に大久保内務卿に提出した「移民之儀ニ付伺」にも、官林の払い下げについての言及があったが、それはあくまでも移民の住宅建築用材調達のためであるとされていた。しかし、天草の代表的な資本家である牛深「誠求社」社主の富川清一が申し出、勸業掛の尾崎行正が主張したのは、

移住事業の資金を福連木官林の低価払い下げとその競売による利益金により捻出するというものであった。これに対し、安岡は積極的に否定しなかったものの「初ヨリ不面白ト申答有之」であり、代替策として「集金」を以て移住事業に補助を与えるべきであるとする考えであった。もともと、安岡権令が地方官会議出席の為上京する時点では、福連木官林の払い下げをめぐる対立には最終的な決着はついておらず、留守をあずかる小関と尾崎との間で大きく意見の対立があったと考えるのが妥当であろう。福連木官林の払い下げを狙う天草の「富豪之者」の利益とすりあわせつつ、地租改正事業を積極的に押し進めるための一つの施策として人吉移住を進めてゆこうとする尾崎を中心とする勸業掛と、大久保体制の中で内務省・大蔵省の意向を意識しつつ国政全体の流れの中で県政をとりまとめようとする安岡権令、小関権参事

の間で、官林の払い下げをめぐる明らかな見解の相違が生じていたのである。明治八年九月の時点で、小関権参事の進言を容れ、権令は官林払い下げ案を放棄したが、それに変わる「集金」もまた明治政府に伺い出、許可を得る必要があるものであった。

南九州の政情も落ち着きを見せてきた明治十二年、山本・中西両列の金主たちは富岡県令の信の厚い天草郡長持永義方を介して、明治九年一月付で勸業掛が下付した「金主方心得」を根拠に、家屋建築費と農具料の支払いを県に求めてきた。

「人吉移民之義ニ付上申

明治八年中一等属尾崎行正義、天草支廳ニ於テ郡中ノ重立タル者共呼出シ、当郡ノ義ハ人民夥多耕地稀少ナルヲ以テ、耕地夥多人民稀少ナル求麻郡人吉工移民候得ハ双方ノ便益ニ付、何レモ申合セ従事尽力可致旨説諭ノ上、家屋建築費并農具料等ハ壹戸ニ付三拾五円宛官ヨリ支給可相成トテ、別紙寫ノ通心得書迄下渡候故、中西新作列ニテ四拾三戸、山本義孝列ニテ五拾戸移民候処、前頭家屋建築費并農具料等御下渡無之、甚以難

決之旨申出ニ付、冗費等取調候処、別紙明細表之通有之候条、何レトカ御詮議相成候様致度、此段上申候也

十二年五月七日 天草郡長持永義方（公印）

熊本縣令富岡敬明殿⁽⁸²⁾

これを受けた県は、この補助金支出の決議記録が見あたらず、しかも既に当事者が県庁内部にいないため当惑した。さりとてそのまま放置するわけにもゆかず、前年三重県の求めに応じて同県に出向を命じられ⁽⁸³⁾度会郡川端村に居住していた尾崎行正に再度事実関係を質すことになった。まず、三重県令宛の照会案を起草し、伺書を富岡県令に提出し⁽⁸⁴⁾承認を得たうえで、五月十五日付で次のような照会書が送付された。

「御管下^{度会郡川端村七十四番地}

居住尾崎行正、元当縣奉職中去ル明

治八年、同人擔務ヲ以テ取計候当管下天草郡人民ヲ球

摩郡人吉地方エ移住民ノ儀ニ付、家作料等ニ宛補助金

トシテ一戸三拾五円ツ、可下付旨別紙乙印寫（明治九

年一月付「金主方心得」ノ通移民支配人山本義高蓑田

正誠共エ相達置候由ヲ以テ、今般同人共ヨリ下渡金之

儀致歎願候ニ付、旧簿等取調候處、右ニ係ル議案ハ丙

（明治八年六月）丁（移民ニ付取調條目）戊（金主心得抄出につき再議）ノ写之通ノ手續迄ニテ人民へ可相達決議書不相見、則今處分差問候ニ付、尾崎ヨリ山本列へ達置タル書面ノ趣等委細至急申出候様御取計相成度此段及御依頼候也⁽⁸⁵⁾

これを受けた三重県令岩村定高は、尾崎行正の受書を添え、六月二日付で富岡県令に回答した⁽⁸⁶⁾。同月一日付の「受書」で尾崎は、次のように補助金下渡の経緯をまとめている。

「天草郡人民ヲ求摩郡人吉へ移住之節、補助金下渡之儀御尋ニ付受書

熊本縣管下天草郡人民ヲ同縣下球摩郡へ移住ニ付、補

助金トシテ壹戸三拾五円宛下渡之儀、最初ハ丁印内譯

之通り、天草郡福連木村官林ヲ低價御拂下相願、相當

代價ニ入札為致、其餘贏金ヲ以テ可下渡事ニ決議有之

候處、其後、一等官林御拂下者容易ニ願濟難相成ニ付、

集金ヲ以テ^{該金ハ旧細川藩之時分入ヲ取或ハ貸金トナシモ利益ヲ以テ殖産及病院学校等之費用ニ來候處明治七年取纏 大藏省へ}

差出其殘餘ヲ蒐勸業資本金ニ相成候様、内務大藏両卿へ該

集ニ付集金ト唱勸業資本金ニ相成候様、内務大藏両卿へ該

共、未夕許可無之中ハ、先規之儘ニ而勸業掛名義ヲ以テ天草之者共へ可達置段、前縣令安岡良亮殿ヨリ口達有之候ニ付、乙印之通り議案差出決議ニ相成此議案不見山本義高等へ達置候、其後明治十年熊本近傍一般兵燹ニ罹リ、該地之窮困目下切迫ニ付、緩急ヲ斟酌シ、右集金ヲ同所勸業資本金ニ願下、勸業場設立ニ相成次第ニ而、天草郡人民ヲ球麻郡へ移住為致候上者、家作料等ニ宛壱戸三拾五円宛可下付旨相達置候ニ相違無之候、以上

度會郡川端村七拾四番士族

明治十二年六月十一日 尾崎行正「印」⁽⁸⁷⁾

補助金の下げ渡しを求めた金主方も、尾崎自身も、県の補助金下付を求める根拠は、勸業掛名で出された「金主方心得」であった。この「金主方心得」で言及されているのは、再三述べてきたように、既に放棄されていた官林の払い下げの「見込」であった。尾崎は「集金」が「許可無之中ハ、先規之儘ニ而勸業掛名義ヲ以テ天草之者共へ可達置段、前縣令安岡良亮殿ヨリ口達有之候ニ付」官林払い下げ見込みを伝えたとしている。史料によつてこのことを確認することはできないが、明治八年

九月に官林の払い下げ案を「断然ト止メ」た安岡が、この「金主方心得」を明治九年一月になって公に承認したと考えるのはかなり困難であろう。再び貸渡し金の返済期限を控えていた金主方以外に、この時に官からの補助金が約束されているとの「心得」の発給に意味を見いだせる者を想像するのは難しい。尾崎は、この「金主方心得」について「議案差出決議ニ相成」った上で達置いたと主張し、その決議案は西南戦争の時に紛失したようであると付け加えている。この説明もまたいささか不審と言わざるを得ない。

ここでの議論の要点は県側の補助金支出決議の存否であり、それについては、大蔵省へ差し出した「集金」によることとし、「集金」の下げ渡しを求めることが県内で決定されたとしている。このことはこれまで検討してきた事実経過と整合性を持つ。もっとも、薩摩軍侵入に先立ち熊本城が炎上し、その後市街地も戦火の中に巻き込まれたため、戦後復興のための勸業資本金として勸業場設立を目的にこの「集金」が流用されてしまったというのが、「補助金下渡ノ義」についての尾崎の説明である。彼の議論を見る限りでは、時期は不明にしても、安岡権令が何らかの形で「官ノ補助」を尾崎行正に口達し、

彼が天草の金主たちに達置いた事実は否定できないようである。

この説明を受けた県は、三五〇〇円という定額ではなく、実際にかかった家作・農具の費用を負担することに決定した。県が七月一〇日付で天草郡長へ宛てた文書では、補助金支出を県として決議した事実は確認できないが、尾崎行正が補助金につき通達していたことでもあるので、「其俣放棄スルモ憫然ノ儀ニ付」家作・農具費用の実費を支払うことを通達するという歯切れの悪い内容になっている。

「過般御上申相成候人吉移住民家作料補助金下渡一件之儀、尾崎ヨリ之返書中確實ナル判決書モ無之候得共、兎角同人ヨリ山本箕田等へ相達置候都合モ有之、其俣放棄スルモ憫然之儀ニ付、貴殿ヨリ御取調被差出置候別帑寫表面中、農具料家作料ニ属スル現費甲乙丙ノ合金高千八百九円余支出可致事ニ應議決候ニ付、山本列箕田列共連名右ニ應スル願書早々差出候様御取計相成度候、然上ハ指令濟ノ上、山本拝借千五百円納拂之手数ニ致、跡三百九円余現金ニテ可下渡候条、右様御了承可相成候、此段及御照會候也

明治十二年七月十日

天草郡長

持永義方殿

二白、本文指令濟之上ハ、山本ト箕田ハ過般粗御沙汰之通表面ニ應シ至当之割合決算致シ候様御取計有之度、此段為念申添置候也」

中西、山本列の間での「至当之割合決算」に手間取ったためか、九月に入っても補助金につき具体的な下渡願いは県に提出されなかつた。このため、勸業課長指山延貞は天草郡長に照会を行なっている。⁽⁸⁹⁾

最終的に、山本列からは十月五日付で一二二一円五二銭五厘⁽⁹⁰⁾、中西列からは十一月一七日付で五八七円六三銭四厘の下渡願が提出され、⁽⁹¹⁾ 県はこれを県税の残余金から支払うことで人吉移住事業にかかわる清算を終えた。⁽⁹²⁾ 明治八年に始まった二つの列による天草郡人の人吉移住は、南九州の政情の混乱、権令、権参事の相次ぐ死亡、県・金主側の齟齬などによって、四年以上の歳月をかけたの

ち、ここに漸く終止符を打つことになった。

五 まとめと展望

地租改正、殖産興業政策のもとで、県の強力なイニシアティブによつて天草人の人吉移住が実現されてゆくことを通じて、天草の人々はそれぞれの階級的な利益を求め行動していった。ここでは、そのなかで特に移住事業に積極的にかかわつていった「富豪之輩」いわゆる名望家と、それを新しい国家や県の成立に結びつけてゆくこととする官吏の動きだけに焦点を絞つてまとめてきた。ここで姿を現した天草の名望家は、多分に近世的な天領期の諸関係を背景にしているものではあつたが、同時に、現実に創り上げられつつあつた県というあらたな地域の中で、県や国家の論理に自らの私的な利益をすりあわせてゆくという巧みな動きを見せている人々でもあつた。地租改正事業を展開しつつあつた県もまた、一方的にこゝういつた名望家の資本や行動力を自らに取り込んでゆくことはできず、中央政府の意向を斟酌しながら、それなりの政策的な摺り合わせを行なわざるを得なかつた。天草福連木の官林払い下げ、補助金などが問題になつたのは、まさにそのような摺り合わせの具体的な現れであつ

表三 人吉移住支出金内訳

	簗田正誠出金	山本義孝出金	出金計	予 算
家作料	249.905	971.525	1221.430	3000.000
農具買入手当金	246.329	250.000	496.329	500.000
牛馬買入代金	91.400	—	91.400	—
「補助金」対象計	587.634	1221.525	1809.159	3500.000
食料及田畑種代金	771.623			1500.000
貢金民費出金	44.2894			—
拝借金利子上納セシ金	476.333*	(明治九年一月～一二年二月)		—
往復滞在費	893.020			—
耕地買入代金	1049.8549			1500.000
金主負担金計	1491.1363	1743.984	3235.1203	3000.000
総計金	2078.7703	2965.509	5044.2793	6500.000

*後筆で、拝借金利子を補助金対象欄に移し替えているがここでは本来の集計表をもとに作成した

出典：明治一二年一一月一七日付「人吉移民費御下渡願」、「人吉移民惣代山本義高簗田正誠工御下渡金見込書」、「人吉移民諸費明細表」より筆者作成

たからに他ならない。

明治十五年には、誠求社の業務の中で社会的に認知されてきた沈没船の引き揚げ業務を行なうため、中西列の一人であった伊野忠親や富川猪四郎らが中心となり、沈没船採揚事業同盟（水練会社）が、細川雄二郎の仲介で天草の資本に長崎の資本家からの援助を得て設立される。さらにそれから十年後の、明治二十四年には、誠求社の発足に深く関与していた佐久間貞一が、吉川泰次郎とともに日本最初の移民会社Ⅱ日本吉佐移民会社を設立し、ニューカレドニアへの契約労働移民の送出を手がけることになる。その移民募集は熊本、長崎の二県で実施されるが、熊本県については、熊本地方は熊本国権党・紫溟会が背後に控えた九州移民合名会社が担当したのに対し、天草郡は天草移民周旋会社が移民募集を行なうてゆくことになる。その天草移民周旋会社は成立の経緯や、出資者などについて明確に出来ない部分が多いが、人吉移住で名前の挙がった中西、伊野はもちろんのこと、中心的な役割を果たした佐藤信邦は本村の庄屋家出身で、かつ中西新作の親族であった。また、社員として働いたと思われる西条直訓もまた庄屋の系譜をひく人々であった。こうして、かつて人吉移住に参画した近世の地域を抱え

る天草の名望家たちが、新しい近代的な地域の形成の中で少しづつ形を変えながらも、県外、海外での事業でもまた結合してゆく姿をほどなく我々は見ることになるだろう。

こういった経験を通じて、天草の名望家たちは土と血に繋がれ生活実感のともなった近世的な地域を越え、天草郡、熊本県、そして日本といった地域に構造的に組み入れられてゆくことになるだろう。しかし、それはむしろ実際にそれらの地域を移動していった人々の姿を追ってゆく作業を通じて論ぜられるべき課題なのかもしれない。

註

- (1) 「白川縣國史五」(内閣文庫蔵・マイクロフィルムによる)尾崎行正、旧名彦四郎。明治六年五月十三日に県権令に任じられた安岡良亮(「白川縣國史一」)や、翌七年五月八日に権参事に任じられた柳川千里(「白川縣國史五」)と同じ高知県土族。明治七年十月二十四日、三十七歳で白川県大属に任ぜられ、十一月二十七日には阿蘇神社に新嘗祭参向のため出張を命ぜられている。この巡回は白川県権大属として二度目の公務出張であった。尾崎は明治十一年三重県に「出向」するまで常に県の勸業掛(課)を司っていた。

(2) 郷土文化研究所『白川縣下區畫便覧』一九五二年(国書刊行会復刻本『熊本県史料集成』第三卷・一九八五年による)

(3) 球磨郡教育支會『球磨郡誌』一九四一年、一五〇七頁及び同書「附録貳」一〇二頁

高田苗清は、元人吉藩士、旧名寛三。八代県が明治六年一月十五日に白川県に併合され二月七日に八代支庁が開設された際(『白川縣國史一』)、人吉出張所詰を翌二月八日付でに白川県から命じられている。(『白川縣國史五』)

また、「地誌調」進達直後の明治八年六月二十七日には、出身地柳瀬村の属する六小区戸長の職に就いている。(種元勝弘『人吉市史』第二卷上、一九九一年、七九頁。国立国会図書館架蔵『明治九年一月改正 白川縣區長戸長一覽表』)

渋谷得藏は、明治九年一月以前に一時三小区戸長を退いたが(前掲書)、同年三月には、再び三小区戸長に就いたものと思われる。(種元勝弘『人吉市史』七九頁、但し同書七七頁には、五小区戸長に任ぜられた旨の記述があり矛盾する)

なお、熊本県立図書館には四六冊の郡村誌の原稿ないし浄書があり、球磨郡については二冊が現存するが、天草郡のものは見あたらない。

(4) 熊本女子大学歴史学研究所『肥後國求麻郡村誌』一九七六年、二一―三頁

(5) 「明治八乙亥年 諸覚帳」(熊本県天草郡有明町・旧赤崎村庄屋北野家文書)

「人吉移住ノ儀ニ付、支庁ヨリ召ニヨリ本戸出張、七日滞ル」

北野典夫『波濤を越えて 天草海外発展史中編』一九八一年、一〇四頁

(6) 明治八年八月三十一日付、庶務課、権参事宛。「戸籍移住民 全 自明治八年至全十八年」熊本縣政資料一 一七―一七二(熊本県立図書館蔵)以下、「縣政資料」と略記。

(7) 明治八年八月三十一日付 十五等出仕長野九郎(縣政資料)

「先般人吉移民結社之義ニ付尾崎大属出張相成、(中略)宮崎利七外七十四名ハ云々申出、尤郡中一般ヲ察スルニ、講社ノ義ハ二十ヶ年ノ久キ同列ノ盛衰敗類ヲ恐レ、寧口献納ヲ欲スル者モ有之、或ハ一ヶ年五十戸宛移民スルモ目前全島ノ□益ヲ見ヤレハ、差当リ道路堤防ノ費或ハ窮民救助ニ借渡シ、些少ノ利息ヲ掛ケ、移民結社ハ当分見合度向モ亦不少」北野前掲書一〇七頁も参照のこと

(8) 「白川縣國史 政治ノ部一」

「(明治七年)十二月風災ニ罹ル貧民ニ金若干ヲ貸与ス内務省へ申牒ニ云、当縣下去ル八月廿日夜風災ニ罹候貧民共御救助並家建料農具代 等水火災之例ニ準拠シ貸下ノ儀ニ付：」同年十二月十八日付で内務省より、三万五千五百円三十四銭の貸し渡しの指示が出ている。県から出された拝借願いの文面に従えば、被害家屋は六千四百九十三戸、農具等の流出被害百九十二戸、漁師の漁船被害百二十五戸、追願の被害戸数七百三十三戸とある。なお、政府からの援助貸与金の到着以前に、一般の篤志

家による救助活動が行われていた。

〔明治七年〕十一月日欠中西休嗣等貧民ヲ救助スルヲ以テ賞賜差アリ

其文ニ云

第十六大区七小区農

中西休嗣

其方儀八月廿日颯風ノ節同村ノ貧民災ニ罹リ目下飢饉ニ迫候者救助奇特ノ至ニ付為 其賞木盃一個下賜候事」また、同じ七小区の蓑田正誠、本多政傳、池田祇榮も同様の救助活動を行っており、賞賜されている。

一方、移住事業の計画が県側から突然言い渡されたもので、資金繰りがつかないことについて、明治八年七月十四日付で後に言及することになる山本列は区長と連名で、「俄ニ存立候義ニ付私共手元貯金錢無御座、昨七年八月二十日之大風後ハ闔郡大小之人民疲弊罷在他借等出来不申、當惑罷在候」と安岡県権令代理の権参事小関敬直に宛て書き送っている。（「縣政資料」）

(9) 注(7)引用史料

〔到底全郡ヲ四社ニ分ツ事ハ難被得ニ付、最寄一村或ハ一二小区同志々々ニ而社ヲ結ヒ、資本ニ應スル産物ヲ起スノ外被得間敷、尤人ニ割掛ノ金出ハ当ヲ得サル向モ有之哉ニ相聞候ニ付、猶実地戸長ノ所見ト近傍自富ノ者トニ計リ、御取捨相成候而ハ如何ニ候歟、見込之程具状候間何分ノ御評議相成度候也〕

(10) 明治八年五月二四日付、尾崎行正、安岡良亮権令宛

なお、この文書には、次のような貼り紙がつけられている。

明治初期における天草郡の名望家と地域―天草郡人の人吉移住を通じて―

〔天草之民ヲ求摩ニ移ス、従来口ニ之ヲ唱シテ未タ其實ヲ不見、今協議已ニ成リ資金已ニ備ハル、成功之期遠キニアラサルヲ信ス、千古ノ美事ト云ハサルヲ得ズ、然レドモ其規則方法ヲ嚴肅詳明ニセザレバ弊害ナキヲ保タス、社中ニ於テ公正ノ者ヲ撰ミ頭取取締等ヲ定メシメ、金銀取扱ヒ規則殖民興産ノ方法ヲ立テ之ヲ出サシメ、之二添ユルニ、縣廳ニ於テ天艸求摩兩郡ノ土地人民其他ノ景況ヲ詳ニシ、移民ノ欠ヘカラサルヲ明ニシ、早々會社創立ノコトヲ内務省ヘ稟議相成候方ト愚考仕候〕

(11) 前掲『明治九年一月改正 白川縣區長戸長一覽表』

明治八年七月十四日付、山本義孝他連署、権令代理権参事小関敬直宛「人吉移民之儀ニ付御願」。明治八年六月七日付、山本義孝他連署、天草御出張所宛「御届」等

(12) 明治八年六月二十三日付、第十六大区小四区戸長尾本淳三郎、天草御出張所宛御届

〔前略〕今般人吉移民講金受書、本月三日迄可差出筈ニ候処、今以不差出候条、来ル二十四日迄無相違御届仕候様御達之趣、敬承仕相達候」（「縣政資料」）

(13) 結社講金請書提出額（村別・小区別）明治八年五月

大区	小区	村	村請額	小区請額計
七月				
十五	一	上村	一五・〇〇	一五・〇〇
十五	四	楠浦村	三〇・〇〇	一一七・〇〇
		大浦村	三〇・〇〇	
		赤崎村	三〇・〇〇	
		上津浦村	二七・〇〇	

十五	五	姫浦村	八〇〇	三四〇〇
		二間戸村	八〇〇	
		樋嶋村	一〇〇〇	
		高戸村	八〇〇	
十五	六	大道村	一六〇〇	一六〇〇
十五	七	浦村	四七〇〇	九三・五〇
		棚底村	八〇〇	
		宮田村	三八・五〇	
十五	八	下津浦村	一五〇〇	五三〇〇
		大島子村	五〇二・五〇	
		小島子村	五〇〇	
		志柿村	七・五〇	
十五	十	小宮地村	二四〇〇	七八〇〇
		大宮地村	八〇〇	
		大多尾村	一六〇〇	
		中田村	一五〇〇	
		碓石村	一五〇〇	
十五	十一	町山口村	七五〇〇	七五〇〇
十六	三	城木場村	七〇・四〇	一二三・二〇
		井手村	五二・八〇	
十六	四	二江村	四一・六〇	一三一・二〇
		坂瀬川村	八九・六〇	
十六	五	富岡町	八〇〇〇	一二〇〇
		都呂々村	四〇〇〇	
十六	七	津留村	一〇〇〇	八五〇〇
		立原村	四五〇〇	

		宮地岳村	三〇〇〇
十六		八宮野河内村	四〇〇〇
十六	十	魚貫村	二五〇〇
		久玉村	五〇〇〇
十六	十一	牛深村	一二五〇〇
合計		一、六五七・九〇	一、六五七・九〇

(14) 第十六大区四小区の坂瀬川村では田尻伊三太外七名に、二江村では池田静衛外一名に、上津深江村では森本算次郎外一名にそれぞれ講金の割付があったが、「御願申上候事故有之」同小区の惣代として田尻農四郎外一名が六月二十三日前後に天草支庁に出頭した。結果的に、坂瀬川村では、八人に対する割付金を田尻伊三太が単独で全額負担することになり、二十五日付で八十九円六十銭の請書が提出されている。ちなみに、田尻伊三太は、幕末の海防用郡割当金、江戸城本丸築造御用など、さまざまな割付金を負担し、苗字帯刀を許されている。(田中前掲書 一一八〜九頁)

また、二名に対する割付があった上津深江村からは全く請書は提出されなかったようである。(明治八年六月二十三日付、第十六大区四小区戸長尾本淳三郎、天草御出張所宛御届。六月二十五日付田尻伊三太、天草御出張所宛請書。六月二十七日付、池田静衛・上田英三郎連署、天草御出張所宛請書)

第十五大区六小区大道村の宮川猪平太は、同村の福田庄八郎が八円の割付であるのに対し、自分が十円の割付であることに納得せず、「福田庄八郎同様二無御座候而ハ

聊か二而も難差出段申立、不得止八円二而調印為致、受書差上候」と、当時の戸長山本義孝を当惑させている。(明治八年六月七日付、戸長山本義孝他連署、天草御出張所宛請書「付紙」)

また、第十五大区七小区宮田村の原田恒佐久は戸長と連署で「割附之金辻減金」願を天草支庁に提出している。これとは逆に、僅かながらも割付額の増額や、新規の「加入」を求めた者も見られた。第十五大区四小区赤崎村の旧庄屋北野正雄と前田謙三の二人はそれぞれ、十八円、九円を割り付けられていたが、二十円と十円の請書を提出している。(明治八年六月五日付、楠甫村高城義辰他連署、天艸出張所宛請書)

第十五大区八小区小嶋子村の吉田貞孝のように、割付を受けなかつた者が自主的に請書を提出している例も見られる。(明治八年六月二十四日付、戸長笠房雄、天草御出張所宛御願。六月三日付、吉田貞孝、天草御出張所宛請書) 請書の日付から明らかのように、県側には「無許可」で六月三日に請書が提出されていた。天草支庁からの照会ないし、指示を受け、二十四日になって戸長笠房雄が、あらためて「加入」願いを提出したものと思われる。このように、講金の積み立てについては、県側の強いイニシアティブにより半ば強制的に割り付けられていたことは明かである。一方、村の名望家たちも、唯々諾々とそれに従っていたわけではなかつた。請書提出の拒否、割付額の減額、割付対象者の異動など、彼らなりの戦略を以て、この県のイニシアティブによる郡のプロ

ジェクトに様々な形で参与していったのである。また、基本的には、割当金は個人単位で割り付けられており、最終的な村単位の請高と、近世における村請高に高い相関は見られないものの、第十六大区四小区の坂瀬川村の例に見られるように、実際は村請け、及び「小区請け」の様相を帯びていたようである。県・支庁と村々の名望家の間に立つて奔走している旧大庄屋や山本義孝などの戸長層の動きに注意する必要がある。

(15) 明治八年十二月に集計を行ったと思われる紙片によれば、以下の通り。

この他に、四人から割当高減員願が、十九人から年賦願が、さらに、八人から「出金出来兼候」との申し出があった。また、第十六大区九小区中からは「半高掛捨敷又ハ三ヶ年賦棄損願」が、第十五大区一、二小区十八人からは二つの小区を「一社ニスルノ願」が提出されている。

史料により多少の異同があるため、当初割付を受けた

内 訳	金 額	人 数
積金分	一六三七円九〇銭*	八九人*
山本列分	一五〇〇円	三人
掛捨分	九六円	一人
小計	三三三三円九〇銭	一〇三人
十二月限積立分	四二八円八〇銭	一人
二口合計	三六六二円七〇銭	一一八人

*残存する請書の合計と異なる。注(13)参照

「有名輩」の総数を正確に知ることはできないが、百六十余人であったようである。従って、言を左右して請書を提出しなかったと思われる「宮崎利七外七十四名」は、ここにある、十二月迄の積立十五名、掛捨十一名、年賦願十九名、出金不能八名、半高掛捨等願出の第十六大区九小区の者、一社願出の十八人などを合計したものにほぼ相当する。したがって、明治八年十二月の時点で、講掛金については一応の収拾がついたものと思われる。

(16) 「縣政資料」

(17) 北野典夫『波濤を越えて 天草海外発展史 中編』みくに社、一九八一年、二八六―二九〇頁。北野が詳細に分析しているように、ニール号の引き揚げ事業は、白川県が仲介者となり、東京の博覧会事務局と誠求社との間で結ばれた契約に基づき実施されている。

(18) 弘化の一揆に連座した御領組大庄屋長岡五郎左衛門欠所の後、栖本組大庄屋小崎清四郎と宮地岳村庄屋中西亀勇太とが大庄屋職を巡って長く対立し、結果的に中西亀勇太の息子東之助(新作)が御領組大庄屋に就くという近世末の抗争の歴史は、そのまま次の世代に引き継がれた。自由党系の中西新作は、熊本国権党の天草における中心人物である小崎義明と選挙毎に議席をめぐり壮絶な争いを続けた。松田唯雄『天草近代年譜』みくに社、一九四七年、五四五、七七三頁。角田政治『肥後人名辞書全』肥後地歴叢書刊行會、一九三六年、二六二頁。田中昭策『天草歴史談叢』私家版、一九八二年、一〇八、二八八―九一頁。本渡市教育委員会『天草の歴史』一九八

五年(四版)二七四頁。北野典夫、前掲書、二九七―八頁。中西家の取り壊しに先立ち所蔵史料が本渡市立歴史民俗博物館に移管され、現在分析が進められている。著者も、仮整理中の同史料を調査したが人吉移住にかかわる資料は見いだすことができなかった。

(19) 北野典夫、前掲書、二九七―八頁。なお「明治三十二年 熊本県一円富豪家一覽表」に依れば、中西新作は、六〇等級Ⅱ所得金高二千四百円とある(『肥後讀史總覽下巻』鶴屋百貨店、一九八三年、二一、〇七七頁)

(20) 豊原又男編著『佐久間貞一小傳』故佐久間貞一君胸像建設事務所、一九三三年、一二頁。但し、七九頁ではこれを明治六年とするなど、佐久間貞一の流浪中の記事については、不明な点が多い。また、豊原独自の調査・記述も見られるが、同書に掲載されている、明治三十二年十月の島田三郎による追悼文を字句通り引用している部分が散見され、佐久間貞一による天草郡人の北海道移住については、正確な事実関係を明らかにすることはできない。なお、これに先立つ、明治四年の天草郡人の北海道移住者二十一戸九十三名の事例については、北野典夫が詳細に調査、確認している。(前掲書、一―八三頁)

(21) 北野前掲書、一八三―五、三〇一―一七頁。田中昭策前掲書、二二四―二三〇、二九八―三〇一頁。明治十九年十月二十五日、沈没船引き揚げ事業半ばにして四十三歳で死亡。子の要七がその事業をひき継いでいる。

(22) 本渡市蓑田哲哉氏所蔵「蓑田家過去帳」写し、新合村蓑田家墓所、河浦町崇圓寺中西家・蓑田家墓所、などの

記録・墓碑銘による。「蓑田家過去帳」には、蓑田家初代又右衛門（正徳元（一七一）年没）から一三代良之進（昭和三六（一九六一）年没）までが記録されているが、宮地岳（大）庄屋中西家、益田村庄屋池田家ばかりでなく、久留村庄屋小林家、立原村庄屋本多家、白木河内村庄屋平野家、一町田大庄屋野田家、志岐大庄屋平井家などの庄屋・大庄屋の名前が認められており、一町田組を中心とした村々の庄屋層と血縁関係があった様子がうかがえる。蓑田正誠が「議定御届」のなかで代理署名している益田村庄屋池田祇栄の名もこの「蓑田家過去帳」に見ることができる。

(23) 日付けを欠く「人吉移民諸費明細表」および、同じく日付けを欠く「人吉移民惣代山本義孝・蓑田正誠工御下渡金見込書」（「縣政資料」）によれば、出資金下渡し金などについては、蓑田正誠と山本義孝がそれぞれ列を代表して扱っていた。注(89)(90)参照。なお、蓑田家所蔵文書は調査中として封印されており全く調査を行うことができなかった。

(24) 田中昭策前掲書、一〇六―九、二九八―九頁

(25) 本渡市蓑田哲哉氏所蔵「蓑田家過去帳」写しによれば、池田祇栄は人吉移住事業が進行中の明治二年（一八七八）に死亡している。

(26) 北野前掲書、二九四―五、三〇一―一七頁。「議定御届」では「病氣二付」富川清一が代理署名をしている。

(27) 注(17)で言及したニール号の引き揚げの例に見られるように、県の仲介で誠求社の事業が実現されていた事実

もまた過小評価することはできない。両者の摺り合わせの中で様々な事業が展開しそれにとまない新しい「地域」が形成されていったというのが本論の基本的な視角である。

(28) 「縣政資料」

(29) 本渡市櫛宇土山本家墓所法名塔。櫛宇土誌編さん委員会「櫛宇土誌」一九八五年、三六―七、四一―四二頁。なお、山本義孝は、天草銀主の中でも著名な、牛深万屋宇良田本家助七の娘マイを妻としている。山本家は、櫛宇土村大宝の山下家から義孝の代に分家しており、山下本家の「モトエ」に対して、「アタラシエ」と呼ばれていたという。「アタラシエ」は、義孝一代で資産を急速に増大させ、本家をしのぐ実力を蓄え、村人からは敬意を込めて「義孝翁」と呼び慣わされていたという。しかし、「義孝翁」が人吉移住事業に手を染めていたことについては、同家にも村人にも全く記憶が残っていない。僅かに、彼が所有していた人吉の土地を、家督相続者であった義孝の次男好彦（長男繁雄は早世）が全て「猪（明治三二年から大正六年にかけて発行された一〇円紙幣。裏面に猪の図が描かれている）に換えて」遊興に使い果たしてしまった、という逸話が残されているのみである。（一九九七年一月、北九州市若松区山本義知氏からの聞き取り。一九九六年十一月二〇日本渡市櫛宇土町中野美知雄氏からの聞き取り）このことは、熊本県球磨郡岡原村村役場所蔵文書（「明治九年地租改正検図帳」「地籍簿」）によっても確認することができる。岡原村に住居を移し、明治四一年に相続により土地を得た好彦は、明治四四年殆ど

全ての土地を売却してしまっている。村の伝え通りまさに「猪」にしてしまったわけである。なお、義孝が櫛宇土に所有していた資産は、岡本村に移り住んだ好彦に代わり末娘フクが守り、彼女が実質的に櫛宇土の「家督」を相続したという。

- (30) 『肥後讀史總覽 下卷』二、〇七五頁
- (31) 本渡市櫛宇土町春田家墓所法名塔。前掲『櫛宇土誌』三七、四一〜四三頁。
- (32) 「明治二十五年現在天草郡大地主」(『熊本縣史 近代編第二』一九六二年、一〇六頁) 『肥後讀史總覽 下卷』二、〇七五頁
- (33) 『天草建築文化史』四七九頁
- (34) 中野美知雄氏からの聞き取り
- (35) 前掲『櫛宇土誌』四〇頁
- (36) 本渡市櫛宇土町中野美知雄氏所蔵「植村家過去帳」
- (37) 前掲『櫛宇土誌』四一〜四二頁
- (38) 前掲同書、四二頁
- (39) この他に、山本義孝の説諭により、彼が区長をつとめていた六小区の御所浦村、大道村から自費による人吉移住者が九戸出ている。直接的な地縁・血縁によらない、近代的な官吏の仲介による出移民を示す事例としても興味深い。(明治九年四月付、第十五大区六小区戸長山本義孝発、熊本縣尾崎大属宛「求麻郡工自費ヲ以轉移之者名簿」)

人吉移住者出身村別戸数

(明治九年三月〜五月)

	移住依頼者	中西列山本列	自費移住者計
小宮地村	一	一	一四
中田村	二四	一三	〇
櫛宇土村	〇	〇	一三
大宮地村	〇	〇	一二
大矢野	〇	一	〇
御所浦村	〇	〇	八
宮野河内村	三	三	三
牛深村	〇	三	〇
碓石村	七	二	〇
宮地岳村	二	二	二
市ノ瀬村	三	一	〇
久留村	〇	一	〇
町山口村	〇	一	〇
下河内村	〇	一	〇
大多尾村	〇	〇	一
大道村	〇	〇	一
志岐村	九	〇	〇
津留村	五	〇	〇
福連木村	二	〇	〇
平床村	一	〇	〇
荒河内村	一	〇	〇
坂瀬川村	一	〇	〇
都呂々村	一	〇	〇
合計	六〇	三九*	四〇

(*外に不詳10戸) 「熊本縣政資料」より筆者作成

(40) 「縣政資料」ただし、権令宛の書翰は、日付を欠く草案のみ現存。

(41) 天草郡球磨郡比較表

天草郡 球磨郡

旧高 二四、九一〇(石) 六四、七六七(石)
反別 三、四二六(町) 七、二二五(町)
明治七年

戸数 三三、四九〇 一一、八三六
人員 一六七、三三四 五二、三〇六

明治六年

人員 一六六、九〇一 五三、二三〇

明治五年

人員 一六三、六六一 五三、六六〇

明治八年物産調

米 二七、八四三 五五、七二八(石)
製茶 一 一〇九、三八九(斤)

「天草郡球磨郡比較表」をもとに筆者作成。小数点以下四捨五入。

(42) 「縣政資料」

(43) 明治八年五月二八日付、高田苗清、尾崎大属宛(「縣政資料」)

(44) 「縣政資料」

(45) 「縣政資料」

(46) 本来は、一戸当たり田地のみで一町を小作させる計画であったが、山本列の実地検分の結果、十分な田地が入手できる見込みが立たず、(山本氏ハ一戸田一町ト被申聞候得共田畑ニテ一町内)結果的に「田畑」となった。具

体的には、「田地七〇町畑地三〇町歩」すなわち一戸当たり田七反、畑三反となっている。

(47) 熊本縣政資料

(48) 熊本縣政資料

(49) 五月二九日付、高田苗清、尾崎大属宛(「縣政資料」)

「本月十九日之尊翰一昨廿七日午後二時拜誦、即刻地誌調所渋谷宅出發木上村出張、天草山本列面會、事情逐一承知致シ、昨廿八日、村用掛同伴、実地二臨ミ得ト検査之上委曲山本列へ遣候繪圖面之通ニ候、御熟覽可被下候」

(50) 注(43)引用史料

(51) 「縣政資料」

(52) 注(69)および表三参照

(53) 「縣政資料」

(54) 明治八年九月十八日付、大属尾崎行正(「縣政資料」)

山本・中西列双方からの届書そのものは熊本縣政資料の中には見あたらないが、球磨郡岡原村(旧岡本村、宮原村)の村役場に保管されている「明治九年地租改正檢圖帳」から山本、中西列の土地集積状況を確認することが出来る。その詳細については、別稿を準備中である。

(55) 「縣政資料」、ただし、この「移住依頼書」の宛先は、

議定に参加した七名中、松浦休民、佐々木孝治、富川猪四郎の三名を除く、中西新作、池田祇栄、箕田正誠、伊野忠親の四名と、新たに加わった園田矩庸の五名である。(56) 「縣政資料」、ここでは、さらに伊野忠親と園田矩庸の名前が見られなくなっている。県は、明治九年一月の時点で、議定の時の七人に対して連名で「天草郡人民求广

郡へ移住ニ付金主方心得」を与えているが、既にそのころには松浦休民、佐々木孝治、富川猪四郎、伊野忠親の四名は人吉移住事業から手を引いていたようである。ちなみに、この四名のうち、松浦休民、富川猪四郎、伊野忠親らは牛深の誠求社の事業に深く関与していたが、実際の移民募集以前の段階で松浦休民と富川猪四郎が手を引き、移民募集が終わった時点では、伊野忠親がこの事業から離れていったものと考えられる。このような動きは、注(39)の表に示したように、移住依頼者や実際の移住者の分布にも如実に反映している。また、移住事業が誠求社の事業から離れていったことは、後に述べる官林払い下げが実現できなくなったこととも関係があるようである。

- (57) 「縣政資料」
- (58) 「縣政資料」
- (59) 「縣政資料」
- (60) 「縣政資料」
- (61) 中西列移住者への買入れ

田畑

久米村	四町三反九畝	六歩
多良木村	三反	
奥野村	六反八畝一二歩	
岡本村	二町一反八畝	
合計	七町五反五畝一八歩	
地代金	二〇六円五三錢八厘九毛	
牛四頭・馬一頭		

(熊本縣政資料より作成)

- (62) 「縣政資料」
- (63) 「熊本縣政資料」一一一五〔戸籍 婚姻 忌服 財産 戸籍表 身代限 移住民 雑款〕
- (64) 「縣政資料」
- (65) 注(69)参照
- (66) 「縣政資料」

〔八年十二月廿三日 大属尾崎行正(印)〕

〔(印) 令 權參事(印) 移民掛(印) 七等出仕(印：成平)〕

〔欄外〕「廿三日辞令相認即日人吉支廳へ差出ス」

人吉へ移民ニ付同周旋方申付伺按

従来人吉移民之世話方ハ戸長ニ擔當為致候處、當今ハ戸長用務繁忙ニ互リ不行届兼候 事も有之候ニ付、左之者ニ移民周旋方申付ニ相成、戸長ト共ニ擔任為致候ハ、行届可 申卜存候間、御指令相添相伺候也(〔行正印〕)

〔下げ紙〕「給料之儀ハ當時出所無之ニ付不遺候へ共、追而府縣稅相定り候上ハ尚伺之上 二而可相定候事」

第十四大区六小区

〔元副戸長性来実正〕 田中直治

移民周旋方申付候事

御名

—————

- (67) 明治九年四月七日、井上義忠、植村一忠、山本義孝連署、尾崎大属宛「山本義孝組移住之人民名簿」〔縣政資料〕

(68) 明治九年五月二〇日付、山本義孝、尾崎大属宛て「移民名簿」〔縣政資料〕

(69) 明治九年五月二〇日付「移民居宅新築諸費明細表」、同日付「地所買入粮米代金等類共差出金」〔縣政資料〕

(70) 〔縣政資料〕

(71) 〔縣政資料〕

(72) 〔縣政資料〕

〔八年十二月廿四日

大属尾崎行正 (印)

(印) 令 権参事 (印)

第二課 (印)

七等出仕 (印：成平) 移民掛 (印)

第六課 (印)

拝借金日延再願 山本義孝

十二月廿五日指令済 (朱筆)

本書検査候処、期日ニ至リ返納不致ハ不都合之到ニ候へ共、只今ヨリ人吉へ廻リ天草へ歸リ再ヒ出願致し候ハ、
迪_キ当年中実地ニ於テ難調ハ必然之事ニ付、特別之詮義ヲ以テ御聞届ニ相成可然ト此段左ニ相伺候也」

〔書面願之趣ハ期月を違へ甚以不都合之到ニ候へ共、無據次第二付、特別之詮議ヲ以テ^{※九年一月}四十日延期聞届候条再期ヲ不違返納可致候事〕

(73) 〔縣政資料〕注(89)参照

(74) 〔縣政資料〕

(75) 〔縣政資料〕

(76) 〔熊本縣史料 十三〕小関敬直は小倉県土族、豊津藩

士。明治七年五月に二九才で県権参事の職を襲っている。

(〔熊本縣史料 一〕

(77) 〔縣政資料〕

(78) 〔縣政資料〕

(79) 明治八年十月における権大属以上の県吏は、以下に示すように十一人で、権令の安岡を筆頭に高知県土族が六人と過半数をしめていた。権参事小関敬直は当時白川県では「特別」な存在であった。(〔白川縣職員録 明治八年十月十二日改〕)

権 令 安岡良亮 高知県土族

権参事 小関敬直 小倉県土族

七等出仕 桑原戒平 高知県土族

大属 柳川千里 高知県土族

大属 尾崎行正 高知県土族

大属 近藤幸止 三重県平民

大属 秋葉邦相 東京府土族

大属 仁尾惟茂 高知県土族

権大属 矢野 達 茨城県土族

権大属 遠近武則 高知県土族

権大属 田尻徳幾 白川県土族

(80) 〔縣政資料〕

(81) 〔縣政資料〕

(82) 〔縣政資料〕

(83) 明治十一年八月五日「三重縣ヨリ採用之儀掛合越候ニ

付同縣へ出向申付候」〔熊本縣史料 十五〕

(84) 〔縣政資料〕

(85) 〔縣政資料〕

(86) 明治十二年六月二日付、三重縣令岩村定高、熊本縣

令富岡敬明宛〔縣政資料〕

(87) 「私熊本縣奉職中、同縣管下天草郡人民ヲ球摩郡へ移住之儀二付、家作料等二宛補助金トシテ卷戸三拾五円宛乙印寫之通り山本義高養田正誠共へ相達置候由ヲ以テ同人共ヨリ下渡金之儀致歎願候二付、旧簿等取調候處、右二係ル議案ハ丙丁戊寫之通之手續迄二而人民へ可相達決議書不相見、即今處分ニ差支候二付山本列モ達置タル書面之趣可申上様御達之趣承知仕候、則別紙之通二付可然御取計被下度候以上

度會郡川端村七拾四番士族

明治十二年六月十一日 尾崎行正〔印〕

(88) 「縣政資料」

(89) 「人吉移住民家作料補助金下渡願書差出方御取斗之儀二付本年七月十日書改別紙写ノ通及御照會置候二付、御了承為相成候儀ト被存候得共、于今右願書應達不致如何之御都合ニ候哉否御報知相成度此段尚及御照會候也

勸業課長

十二年九月一日 二等屬指山延貞

天草郡長

持永義方殿

(90) 「求麻郡移民入費御下渡願

一 金千貳百貳拾壹円五拾貳錢五厘

右者去ル明治九年求麻郡移民家建築并農具料現費前書之通相違無御座候間、何卒御下渡被下度此段奉願候也

天草郡櫛字土村

明治十二年十月五日

同村

植村忠安〔印〕

熊本縣令富岡敬明殿

(91) 「差紙・甲」

人吉移民費御下渡願

一金五百八拾七円六拾三錢四厘

此内譯

金九拾壹円四拾錢

但移民工相渡候牛馬代

金貳百四拾六円三拾貳錢九厘

但移民工相渡候農具代

金貳百四拾九円九拾錢五厘

但移民家作代

右者明治八亥年中熊本縣一等屬尾崎氏之御説諭二因リ、球磨郡人吉工移民出費書面之通有之候間、今般御下渡被下度此段奉願候也

天草郡益田村

明治十二年十一月十七日 池田質十郎〔印〕

同郡新合村

箕田正誠〔印〕

同郡河浦村

岡田矩庸〔印〕

同郡宮地岳村

中西新作〔印〕

熊本縣令富岡敬明殿

(92) 「縣政資料」

「人吉移民惣代山本義高養田正誠工御下渡金見込書

一金九拾壹円四拾錢

牛馬買入代金

一金四百九拾六円三拾貳錢九厘

農具買入代

一金千貳百貳拾壹円四拾三錢

家作料

合金千八百九円拾五錢九厘

内訳

金千貳百貳拾壹円五拾貳錢五厘 山本義高出金分

金五百八拾七円六拾三錢四厘 箕田正誠出金分

右八天草郡長持永義方ヨリ取調差出候移民諸費明細表ノ
内甲乙丙ノ分

辨 解

一山本義高義出納課余金ノ内金千五百円致拝借居年々返
納延期願ニモ自ラ移民補助金御下渡ヲ取纏リ罷在候ニ付、
到底本文合金千八百九円余御下付ノ内ヨリ前断拝借金返
納為致、残額三百九円余ヲ渡シ、山本列ト箕田列ト出費
相当ノ割合致候様有之度候」

追 記

本稿執筆にあたっては、熊本県天草郡新和町教育委員
会、本渡市立歴史民俗資料館、球磨郡岡原村教育委員会、
同村役場に、史料閲覧、現地調査について様々な便宜を
はかっていただきました。また、本渡市在住の蓑田哲哉、
中野美知雄、北九州市の山本義知の各氏からは、貴重な
情報をお知らせいただきました。岡原村でのフィールド
調査では、多くの村民の方々に快くインタビューをお受
けいただきました。この場をかりて心よりお礼申し上げます。

最後に、一月三十一日、『岡原村史』第二巻の著者で、ご
自身天草郡人の血を引き、私の調査にも種々ご協力いた
だいてきた野島和利先生の訃報に接しました。ご冥福を
心よりお祈り申し上げます。